

283
17



始



283

17

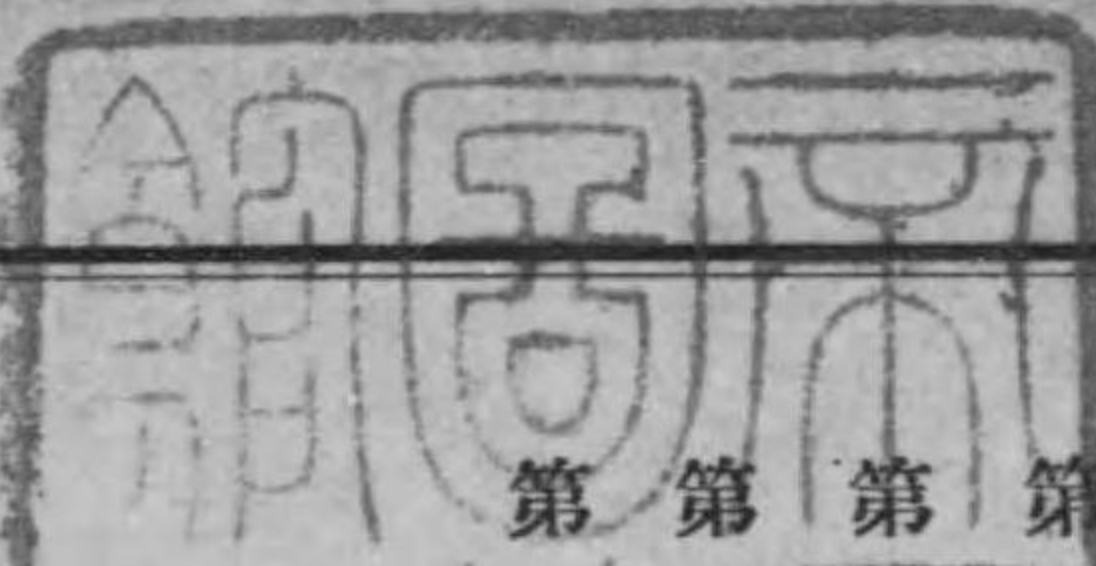
第八高等學校一覽

第八年度

自大正四年
至大正五年

283-17

283-17



第八高等學校一覽

第八年度

自大正五年

目次

第一章	學科	一
第二章	學年學期及休業	三
第三章	入學及在學	三
第四章	成績考查	四
第五章	特待生	四
第六章	授業料	四
第一	學年曆	一
第二	沿革略	一
第三	關係法令	一
第四	學則	一

目次

校寄贈本

四四二 三九 三八 三六 三六 一頁

大正 4. 12. 27 寄贈

第七章	休學及退學	四六
第八章	懲戒	四七
第九章	校章及服制	四八
第十章	學察	五一
第十一章	圖書及器械	五二
第五	生徒心得	五五
第六	細則	五六
一	學則施行細則	五六
第一章	學科及授業	五六
第二章	編制	五七
第三章	成績考查、試驗、檢閱	五八
第四章	授業料、手數料、學察費	六四
第五章	在學及休學	六五

第六章	校章及服裝	六八
第七章	學察	六九
第八章	圖書	七二
二	生徒心得細則	七六
三	服務及處務細則	七七
第一章	教官ノ服務	七八
第二章	事務員ノ服務	七九
第三章	學校醫ノ服務	八一
第四章	教育事務	八三
第五章	分課事務	八七
第六章	文書處理	九三
第七章	報告	九七
第八章	表簿	九九

第九章 當直

四	物品會計規程細則	一〇二
五	非常手配規程	一一七
六	校旗取扱方	一二七
七	卒業證書書式	一二七
八	直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシモノニ附與スル證明書書式	一二八
九	直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シテ入學セシモノニ附與スル證明書書式	一二九
十	禮法及儀式ニ關スル內規	一二九
第七	教科用書目	一三四
第八	職員	一三五
第九	前職員	一四三


第十 生徒

一	生徒氏名	一四五
二	生徒部類學年別表	一四五
三	在學中死亡生徒氏名	一六〇
四	生徒地方別	一六一
五	生徒年齡表	一六四
第十一	卒業者	一六五
一	卒業者氏名	一六五
二	卒業者進入大學別	一八七
三	卒業者地方別	一八九
第十二	敷地建物	一九二
附錄		
一	第七年度概況	一九五

二	第八高等學校講演會	二〇七
三	第八高等學校校友會	二〇八
四	寮紀及學寮生徒規約	二一三
五	運動獎勵ニ關スル方針	二一六
六	第八高等學校同窓會	二一七
氏名索引		

第一學年曆

大正四年



九月十日	同	九月十三日	同	九月十四日	同	九月二十四日	同	九月二十七日	同	九月三十一日	同	十月十四日	同	十月十六日	同	十月十七日	同	十月二十四日	同	十月三十一日	同	十一月十四日	同	十一月十六日	同	十一月十七日	同	十一月二十四日	同	十一月三十一日	同	十二月十七日	同
(土)	(月)	(火)	(金)	(日)	(水)	(日)	(火)	(金)	(土)	(日)	(水)	(日)	(火)	(金)	(土)	(日)	(水)	(日)	(火)	(金)	(土)	(日)	(水)	(日)	(火)	(金)	(土)	(日)	(水)	(日)	(火)	(金)	(土)
第一學期始、宣誓式	入學式	第一學期授業始	秋季皇靈祭	神嘗祭	天長節祝日拜賀式	即位禮拜賀式	大嘗祭	即位禮及大嘗祭後大饗第一日																									

十二月十八日	(土)	自習
同 二十日	(月)	定期試驗始
同 廿四日	(金)	定期試驗終、第一學期終
同 廿五日	(土)	冬季休業始

大正五年

一月一日	(土)	拜賀式
同 七日	(金)	冬季休業終
同 八日	(土)	第二學期始、第二學期授業始
同 十九日	(水)	第一次成績發表
二月十一日	(金)	紀元節拜賀式
三月二十一日	(火)	春季皇靈祭
同 二十四日	(金)	第二學期授業終
同 二十五日	(土)	自習

同 二十七日	(月)	定期試驗始
同 三十一日	(金)	定期試驗終、第二學期終
四月一日	(土)	春季休業始
同 三日	(月)	神武天皇祭
同 七日	(金)	春季休業終
同 八日	(土)	第三學期始、第三學期授業始
同 十九日	(水)	第二次成績發表
六月十二日	(月)	第三學年第三學期授業終
同 十三日	(火)	第三學年自習
同 十四日	(水)	第三學年定期試驗始
同 二十日	(火)	第三學年定期試驗終
同 二十六日	(月)	卒業者氏名發表
同 二十七日	(火)	卒業式

七月一	日	(土)	第一、二學年第三學期授業終
同 三	日	(月)	第一、二學年自習、第三學年成績並ニ卒業成績發表
同 四	日	(火)	第一、二學年定期試驗始
同 十	日	(月)	第一、二學年定期試驗終、第三學期終
同 十一	日	(火)	夏季休業始
同 二十五	日	(火)	第一、二學年成績發表
同 三十	日	(日)	明治天皇祭
八月三十一	日	(木)	天長節
九月十	日	(日)	夏季休業終

本學年授業豫定日數

(試驗日數ヲ除ク)

計	月 曜	火 曜	水 曜	木 曜	金 曜	土 曜	第一學期		第二學期		第三學期		計
							第一、二學年	第三學年	第一、二學年	第三學年	第一、二學年	第三學年	
八一	一四	一三	一三	一四	一三	一四	一四	一四	一四	一三	一三	一三	二〇一
六四	一一	一〇	一一	一二	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	三五
七三	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	三五
五六	一〇	九	九	九	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三五
二二八	三七	三五	三六	三七	三五	三八	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三五

第二 沿革略

明治四十年政府ニ於テ高等學校増設ノ計劃アルヤ愛知縣ハ校地及校舍ノ寄附ヲ願ヒ出テ政府之ヲ納レ本校ヲ設置セリ其ノ沿革事項ノ大略左ノ如シ

明治四十一年

三月勅令第六十八號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制ヲ改正シ本校ヲ設置セラレ勅令第六十九號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ定メラル
四月文部省令第十四號ヲ以テ本校大學豫科設置授業開始ノ件ヲ定メラレ同時ニ本校ノ位置ヲ愛知縣名古屋市ニ定メラル
同月文部省内ニ於テ事務ヲ開始シ文部省視學官大島義脩校長事務取扱ヲ命セラル

同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則ヲ定メ大學豫科第一部及第二部ヲ置ク

六月文部省視學官大島義脩第八高等學校長兼文部省視學官ニ任セラル

同月生徒二百五十一人ノ入學ヲ許可ス

七月校長大島義脩兼官ヲ免セラル

同月事務所ヲ愛知縣會議事堂内ニ移ス

九月元愛知縣立第一中學校校地校舍ヲ使用シテ開校ス

同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中ニ服制ノ件ヲ追加ス

同月生徒心得及諸細則ヲ定ム

同月名古屋市東區小川町妙本寺外六ヶ寺ニ於テ本校代用學寮ヲ開始ス

十一月成績考査及試験假規程施行許可

同月小松原文部大臣本校ヲ巡視セラル

明治四十二年

四月勅令第八十號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セラル

五月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則全部ヲ改正シ大學豫科第三部ヲ増設ス

七月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中志望部類變更ノ件ヲ改正ス
 同月生徒二百三十五人ノ入學ヲ許可ス
 九月學寮細則ヲ制定シ生徒心得細則ヲ改正ス
 同月生徒八十三人ヲ學寮ニ收容ス
 同月授業ノ一部ヲ新築校舍ニ移ス
 十一月生徒心得細則ヲ改正ス
 十二月愛知縣愛知郡呼續町新築校舍ニ移轉ス
 同月 御眞影竝 勅語拜戴式ヲ舉行ス
 同月學則施行細則竝服務及處務細則ヲ改正ス
 同月代用學寮ヲ引拂ヒ新築學寮ニ移轉ス
明治四十三年
 三月勅令第六十七號ヲ以テ本校職員ノ定員ヲ改正セララル
 七月生徒二百二十九人ノ入學ヲ許ス

十一月十八日 皇太子殿下本校へ行啓アラセラル

明治四十四年

三月學則施行細則服務及處務細則ヲ改正ス
 五月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中授業料ノ件ヲ改正シ竝卒業證書書式ヲ制定ス
 七月開校式竝第一回卒業式ヲ舉行シ生徒百五十九人ヲ卒業セシム
 同月生徒二百四十四人ノ入學ヲ許可ス

明治四十五年

一月學則施行細則ヲ改正ス
 二月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中授業料ニ關スル件ヲ改正ス
 五月長谷場文部大臣本校ヲ巡視セラル
 六月文部大臣ノ許可ヲ受ケ文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ又ハ之ニ準據シテ入學セシモノニ附與スル修了證明書書式ヲ制定ス

七月生徒百六十五人ヲ卒業セシム
同月生徒二百九人ノ入學ヲ許可ス

大正元年

十一月非常手配規程中非常用具ニ關スル件ヲ改正ス

大正二年

一月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則施行細則中手数料ニ關スル件ヲ追加ス
同月學則施行細則中委託圖書ニ關スル件ヲ追加ス

三月文部大臣ノ許可ヲ受ケ講演會開設要項ヲ定ム

四月學則施行細則中學寮費納付期日並生徒戶籍宿所變更ニ關スル件ヲ
改正ス

五月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中入學料ニ關スル件ヲ改正ス

六月文部大臣ノ許可ヲ受ケ奉送迎ニ關スル内規ヲ定ム

同月學則施行細則中生徒歸省旅行並學寮ニ關スル件ヲ改正ス

七月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中學寮開始ニ關スル件ヲ改正ス

同月生徒百七十三人ヲ卒業セシム

同月生徒二百十四人ノ入學ヲ許可ス

八月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中天長節ニ關スル件ヲ改正ス

同月夏期講演會ヲ開設ス

九月學則施行細則中成績考查ニ關スル件ヲ改正ス

十二月學則施行細則中席次ニ關スル件ヲ改正ス

大正三年

六月奉迎送ニ關スル内規ニ追加ス

同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中類別及學科ニ關スル件ヲ改正ス

同月學則施行細則中學業成績評點科目數ニ關スル件ヲ改正ス

七月生徒二百十五人ヲ卒業セシム

同月生徒二百八人ノ入學ヲ許可ス

八月夏期講演會ヲ開設ス

十月禮法及儀式ニ關スル内規ヲ定ム

同月學則施行細則中授業料、學寮費ニ關スル件、缺席缺課ニ關スル件、第一校章使用ノ件ヲ追加シ、夏服着用期間ヲ改正ス

同月生徒心得細則中追加改正ス

同月文部大臣ノ許可ヲ受ケ學則中服裝ニ關スル件ヲ改正ス

大正四年

三月一木文部大臣本校ヲ巡視セラル

四月勳章授與式例ヲ定ム

七月生徒百八十一人ヲ卒業セシム

同月生徒二百二十三人ノ入學ヲ許可ス

第三 關係法令

一 學校及圖書館特別會計法(抄) 明治四十年 法律第二十三號

第一條 文部省直轄諸學校及帝國圖書館ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テシメ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歳出ニ充テシム

二 高等學校令(抄) 明治二十七年 勅令第七十五號

第二條 高等學校ハ專門學科ヲ教授スル所トス但シ帝國大學ニ入學スル者ノ爲メ豫科ヲ設クルコトヲ得

第四條 高等學校ニ於テ設クル所ノ學科及講座ノ數ハ文部大臣之ヲ定

ム

三 文部省直轄諸學校官制(抄) 明治二十六年勅令第八十六號

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

第八高等學校 (明治四十一年勅令第六十八號ヲ以テ改正)

第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ニ置ク

校長
教授

生徒監 (明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ追加)

助教授

書記

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ受ケ校務ヲ掌理シ所

屬職員ヲ監督ス (明治三十二年勅令第百十七號ヲ以テ改正)

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

(明治三十二年勅令第百十七號同勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第九條 生徒監ハ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒監ハ校長ノ指揮ヲ承ケ專ラ生徒ノ訓育ヲ掌ル (明治四十年勅令第二百四十六號ヲ以テ改正)

第十條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス (明治三十六年勅令第二百三十號同四十六號ヲ以テ改正)

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル

場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若ハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

四 文部省直轄諸學校職員定員令(抄) 明治三十五年勅令第九十九號
文部省直轄諸學校專任職員ノ定員左ノ如シ

校長	一人
教授	三人
教諭	
助教	四人
助教諭	
訓導	
保姆	
助手	
書記	六人

(大正二年勅令第四百八十三號ヲ以テ改正)

五 帝國大學及文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル規定 明治二十六年勅令第九十六號

帝國大學及文部省直轄諸學校ニ於テ學科教授ノ必要アルトキハ帝國大學總長及直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得

六 高等學校大學豫科學科規程(抄) 明治三十三年(大正三年勅令第四百五號)文部省令第十三號(ヲ以テ理工科大學ハ消滅ス)

第一條 高等學校大學豫科ノ學科ヲ分チテ第一部、第二部及第三部トス
第一部ノ學科ハ法科大學及文科大學志望者ニ 第二部ノ學科ハ醫科大學ノ藥學科、工科大學、理科大學、理工科大學及農科大學志望者ニ 第三部ノ學科ハ醫科大學志望者ニ課スルモノトス (明治三十五年文部省令第十號ヲ以テ改正)

第二條 第一部ノ學科ハ修身、國語及漢文、外國語、歷史、論理及心理、法學通論、體操トス (明治四十三年文部省令第二十六號ヲ以テ改正)

前項ノ學科ノ外文科大學志望者ニハ經濟通論ヲ課ス
第二項ノ學科中文科大學哲學科志望者ニハ論理及心理ヲ缺キ數學、物

理ヲ課ス

外國語ハ英語、獨語及佛語ノ中ニ就キ二種ヲ選ハシム

第一項ノ學科ノ外法科大學志望者ニハ隨意科トシテ羅旬語ヲ課スルコトヲ得

第三條 第二部ノ學科ハ修身、國語、外國語、數學、物理、化學、地質及鑛物、圖書

體操トス(明治四十三年文部省令第二十六號ヲ以テ改正)

前項ノ學科ノ外醫科大學ノ藥學科、理科大學ノ動物學科、植物學科、地質學科、鑛物學科並農科大學志望者ニハ動物及植物ヲ課シ工科大學及理工科大學ノ土木工程學科、機械工學科、電氣工學科、採鑛及冶金學科、工科大學ノ造船學科、建築學科、理科大學及理工科大學ノ數學科、物理學科、理科大學ノ星學科並農科大學ノ農學科、農藝化學科、林學科志望者ニハ測量ヲ課ス(明治三十五年文部省令第十號ヲ以テ改正) (明治四十二年文部省令第十五號ヲ以テ改正)

外國語ハ英語ノ外獨語又ハ佛語ヲ選ハシム但シ工科大學及理工科大

學ノ電氣工學科、應用化學科、製造化學科、採鑛及冶金學科並農科大學志望者ハ必ス獨語ヲ選フヘキモノトス

第一項ノ學科ノ外醫科大學ノ藥學科、理科大學ノ動物學科、植物學科、地質學科、鑛物學科並農科大學ノ獸醫學科志望者ニハ隨意科トシテ羅旬語ヲ課スルコトヲ得(同上) (同上)

第四條 第三部ノ學科ハ修身、國語、外國語、羅旬語、數學、物理、化學、動物及植物、體操トス(明治四十三年文部省令第二十六號ヲ以テ改正)

外國語ハ獨語ノ外英語又ハ佛語ヲ選ハシム

第五條 各部各學科ノ每週授業時數ハ左ノ如シ

第一部(明治四十三年文部省令第二十六號ヲ以テ改正)

修	學	科	年	第	一	年	第	二	年	第	三	年
		身	一	一	一	一	一	一	一			

國語及漢文	英 語	獨 語	佛 語	歷 史	論 理 及 心 理	法 學 通 論	經 濟 通 論	體 操	計
六	(九)	(九)	(九)	三				三	三一
五	(九)	(九)	九	三	二			三	三二
四	(八)	(八)	(八)	三	二	二	[二]	三	三二九

備考

表中()ハ撰擇科目ノ時數ヲ表シ〔 〕ハ文科大學志望者ニノミ課スル時數ヲ表ス

文科大學哲學科志望者ニハ第三年ニ於テ國語ヲ缺ク且之ニ課スヘキ數學、物理ノ授業時數左ノ如シ

學 科	第 一 年	第 二 年	第 三 年
數 學		二	
物 理			二

英語ヲ以テ入學シ法科大學ノ獨逸法又ハ佛蘭西法ヲ選修スル法律學科並文科大學ノ獨逸文學科、佛蘭西文學科ニ志望スル者ニ對シテハ外國語ノ授業時數ヲ左ノ如ク變更ス

學 科	第 一 年	第 二 年	第 三 年
英 語	四	四	四
獨語又ハ佛語	一四	一四	一二

英語ヲ以テ入學シ法科大學ノ政治學科ニ志望スル者ノ外國語ノ教授

時數ハ本人ノ志望ニ依リ前項ニ依ルコトヲ得(明治四十二年文部省令 第二十號ヲ以テ改正)
 隨意科トシテ法科大學志望者ニ課スヘキ羅甸語ノ授業時數左ノ如シ

羅甸語	學科		
	第一	第二	第三
年	年	年	年
二	三	三	二

第二部

(明治四十三年文部省令 第二十六號ヲ以テ改正)

學科	學年		
	第一	第二	第三
修身	一	一	一
國語	三	七	四
英語	八	七	四
獨語又ハ佛語	八	七	四
數學	五	四	六
物理		三	三

化學	地質及鑛物學		
	圖畫	體操	計
講義三五 實驗二五	三	三	三二
二	四	三	三二
二	四	三	三〇

第三年ニ於テ醫科大學ノ藥學科、理科大學ノ動物學科、植物學科、地質學科、鑛物學科並農科大學志望者ニハ數學ヲ缺キ工科大學及理工科大學ノ土木工學科、機械工學科、造船學科、建築學科、理科大學及理工科大學ノ數學科、物理學科及理科大學ノ星學科志望者ニハ化學ノ實驗ヲ缺キ理科大學ノ各學科、理工科大學ノ數學科、物理學科、純正化學科及農科大學志望者ニハ圖畫ヲ缺ク

(明治四十三年文部省令 第九號ヲ以テ改正)

(明治三十五年文部省令 第十號ヲ以テ改正)

(明治四十二年文部省令 第十五號ヲ以テ改正)

醫科大學ノ藥學科、理科大學ノ動物學科、植物學科、地質學科、鑛物學科並

農科大學志望者ニ課スヘキ動物及植物ノ授業時數左ノ如シ (上同) (上同)

學科	第一	第二	第三
動物及植物			講義四 實驗二 六

工科大學及理工科大學ノ土木工學科、機械工學科、電氣工學科、採鑛及冶金學科、工科大學ノ造船學科、建築學科、理科大學及理工科大學ノ數學科、物理學科、理科大學ノ星學科並農科大學ノ農學科、農藝化學科、林學科志望者ニ課スヘキ測量ノ授業時數左ノ如シ

學科	第一	第二	第三
測量			三

隨意科トシテ醫科大學ノ藥學科、理科大學ノ動物學科、植物學科、地質學科、礦物學科並農科大學ノ獸醫學科志望者ニ課スヘキ羅甸語ノ授業時數左ノ如シ (上同) (上同)

學科	第一	第二	第三
羅甸語			二

第三部 (明治四十三年文部省令第二十六號ヲ以テ改正)

學科	第一	第二	第三
修身	一	一	一
國語	三		
獨語	一三	一三	一〇
英語又ハ佛語	三	三	三
羅甸語			二
數學	三	二	
物理學		三	講義三 實驗三 六
化學		三	講義三 實驗三 六
動物及植物	四	實驗三	

體	操		
計		三〇	三一
			三
			三一

第六條 前條ノ各學科ハ生徒卒業後分科大學各學科ノ授業ヲ受クルニ足ルヘキ豫備ノ程度ヲ以テ標準トナスヘシ

第七條 學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ分科大學某科志望者ニ課スヘキ一學科若ハ數學科ヲ其ノ學校ニ置カサルコトヲ得

七 高等學校大學豫科入學資格ニ關スル規程(抄) 明治四十一年 文部省令第九號

高等學校大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且體格検査ヲ受ケ之ニ合格シタル者タルヘシ

- 一 中學校ヲ卒業シタル者

二 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者

三 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ノ指定ヲ受ケタル者但シ某學校ノ入學ニ限リ指定ヲ受ケタル者ヲ除ク

八 文部省直轄學校外國人特別入學規程 明治三十四年文部省令第十五號

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限リ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ

第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ

相當ノ學力アリト認メタル者ニ限リ之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試驗ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試驗料、入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

九 文部省直轄學校外國人特別入學規程ヲ臺灣人若ハ朝鮮人ニ準用

明治四十四年文部省令第十六號

文部省直轄學校外國人特別入學規程ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シテハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

十 第八高等學校ニ大學豫科設置

明治四十一年文部省令第十四號

第八高等學校ニ大學豫科ヲ設置シ明治四十一年九月十一日ヨリ授業ヲ開始ス

十一 文部省直轄諸學校生徒ノ學校長ノ許可ナクシテ受ケタル他ノ直轄諸學校入學試驗無効ニ關スル規定

明治三十八年文部省令第十八號

文部省直轄諸學校ノ生徒ニシテ豫メ學校長ノ許可ヲ受ケス他ノ文部省直轄諸學校ノ入學試驗ヲ受ケタルトキハ其ノ入學試驗ハ無効トス

十二 高等學校大學豫科入學者選拔試驗規程

明治四十二年文部省令第十一號

第一條 選拔試驗ハ入學志望者ノ數當該高等學校生徒募集人員ニ超過シタルトキ之ヲ行フ

第二條 各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ概數及選拔試驗施行ノ期日ハ文部大臣之ヲ告示ス

第三條 選拔試驗ノ學科目ハ中學校ノ學科目(法制經濟及唱歌ヲ除ク)中ニ就キ毎回文部大臣之ヲ告示ス
前項試驗ハ中學校卒業ノ程度ニ據ル

第四條 選拔試驗ハ高等學校長之ヲ行フ

第五條 選拔試驗ヲ受ケントスルモノハ其ノ入學後修業セントスル部類ヲ指定スヘシ

指定スヘキ部類ハ左ノ如シ (明治四十二年文部省令第十九號ヲ以テ改正) (大正三年文部省令第十八號ヲ以テ改正)

第一部 甲類	英語 法律 科	第一部 丁類	佛語 法律 科
第一部 乙類	英語 文 科	第二部 甲類	佛語 文 科
第一部 丙類	獨語 法律 科 獨語 文 科	第二部 乙類	工 科
		第二部 丙類	醫 科
		第三部	農 科
			醫 科

入學志望者ハ志望類二箇以上同一部内ノ類ニ限ルヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望類ノ順位ヲ定ムヘシ

第六條 選拔試驗ヲ受ケタル者ハ之ヲ第一部第二部及第三部ノ三部ニ分チ其ノ試験ノ成績順ニ依リ各高等學校ニ於テ各部募集ノ總員ト同數ノ人員ヲ選出シ其ノ内ニ就キ左ノ方法ニ依リ入學セシムヘシ

一 選拔試験成績順ニ依リ本人ノ指定スル第一ノ志望類ニ配當ス

二 第一號ノ場合ニ於テ成績相同シキトキハ抽籤ニ依ル

三 第一號第二號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル第一ノ志望類已ニ滿員トナリ配當スルコトヲ得サル者ニ就キテハ更ニ成績順ニ依リ本人ノ指定スル第二以下ノ志望類ニシテ缺員アルモノニ配當ス

四 第三號ノ場合ニ於テ成績相同シキトキハ志望類ノ順位ニ依ル

五 第三號ノ場合ニ於テ成績及志望類ノ順序相同シキトキハ抽籤ニ

依ル

六 前數號ニ依リ配當ノ結果本人ノ指定スル志望類悉ク滿員トナリタルトキハ入學スルコトヲ得サルモノトス

前項ニ依リ配當ノ結果又ハ事故ノ爲入學者ニ缺員ヲ生シタルトキハ前項選出人員以外ニ就キ更ニ前項ノ方法ニ依リ之ヲ補填ス

* * *

十三 高等學校大學豫科入學者選拔試驗無試驗檢定規程

明治四十三年文部省令第十一號

第一條 各高等學校ハ大學豫科各部ノ入學志望者募集人員ニ超過シタルトキハ各部各類ニ於ケル募集人員ノ五分ノ一以內ニ限り無試驗檢定ニ依リ入學志望者ノ入學ヲ許可スルコトヲ得

第二條 無試驗檢定ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ有シ其ノ卒業シタル中學校長ノ推薦シタル者ニ限ル

- 一 品行方正ニシテ體格強健ナルコト
 - 二 無試驗檢定ヲ受ケントスル年ニ於テ中學校ヲ卒業シタルコト
 - 三 第三學年以上繼續シテ同一中學校ニ在學シタルコト
 - 四 第三學年以上ノ學業成績左ノ標準ニ該當スルコト
 - (イ) 第三學年並第四學年ノ學年試驗ニ於ケル學業成績其ノ合格者總數ノ四分ノ一以內ニ相當スル順位ニアリタルコト
 - (ロ) 卒業試驗ニ於ケル學業成績其ノ卒業者總數ノ十分ノ一以內ニ相當スル順位ニアリタルコト
- 第三條 前條ノ資格ヲ有スル入學志望者ヨリ請求アリタルトキハ當該中學校長ハ左ノ様式ニ依リ推薦書ヲ調製シ入學出願期限内ニ直接ニ當該高等學校長ニ提出スヘシ

高等學校大學豫科選拔試驗無試驗檢定入學推薦書

第 部 類志望 何 生 年 某 月

各科學目ノ得點若ハ評語	修身		國語及漢文	平均	成績順位	合格者總數	卒業者總數	學年ヲ終了シタル年月
	修	身						
								何年何月

右ハ高等學校大學豫科入學者選拔試驗無試驗檢定規程第二條ニ該當致候ニ付推薦候也

年月日

何々中學校長

姓

名

印

第三條ノ二 前二條ノ規定ハ專門學校入學者檢定規程第八條第一號ノ

指定ヲ受ケタル者ノ卒業シタル學校ニ關シ之ヲ準用ス(明治四十四年文部省令第二十一號ヲ以テ改正)

第四條 無試驗檢定ハ各高等學校所定ノ入學出願手續ヲ完了シタル者ニ限リ之ヲ行フ

第五條 無試驗檢定ニ依リ入學ヲ許可セスト決定シタル者ハ選拔試驗ヲ受クルモノトス

第六條 第三條ノ推薦書ハ選拔試驗ヲ同時ニ施行スルニ箇以上ノ高等學校ニ提出スルコトヲ得ス

前項ニ違反シタル場合ニ於テハ其ノ無試驗檢定ハ之ヲ無効トス

*

*

*

*

*

十四 文部省直轄諸學校ノ二學校以上ニ入學出願者ノ入學スヘキ學校

明治三十六年文部省告示第九十六號

同一人ニシテ文部省直轄諸學校中ノ二箇以上ノ學校ニ入學ヲ出願シタル者ハ其ノ最前ニ入學ヲ許可セラレタル學校ニ入學スヘキモノトス但シ同時ニ二箇以上ノ學校ニ入學ヲ許可セラレタル者ノ入學スヘキ學校ハ本人ノ選擇ニ任ス

十五 大學豫科學力檢定規程

明治二十六年
文部大臣訓令

第一 大學豫科學力檢定試験ハ帝國大學分科大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試験執行ノ通告アル場合ニ限り高等學校ニ於テ施行スルモノトス

第二 大學豫科學力檢定試験ハ高等學校大學豫科卒業ノ程度ニ據ル但シ官立府縣立中學校又ハ之ト同等ト認ムヘキ公私立中學校ノ卒業證書ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校ノ學力檢定試験ヲ行フモノトス

第三 大學豫科學力檢定試験ハ毎年七月又ハ九月ニ於テ一回之ヲ施行ス

ス

第四 大學豫科學力檢定試験ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ但シ既納ノ受験料ハ受験者ノ都合ニ依リ試験ヲ受ケサルコトアルモ返付セス

第五 試験合格者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ（證明書式略ス）

第四學則

第一章 學科

第一條 本校ノ學科ハ明治三十三年文部省令第十三號所定ノ大學豫科
第一部第二部及第三部トス

第二條 前條各部ノ學科目中外國語ハ英語及獨語ノ二種トス

第二章 學年學期及休業

第三條 學年ハ九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル

第四條 學年ニ三學期ヲ設ク

第一學期ハ九月十一日ヨリ十二月二十四日ニ至リ第二學期ハ一月八日ヨリ三月三十一日ニ至リ第三學期ハ四月八日ヨリ七月十日ニ至ル

第五條 休業日左ノ如シ

大 祭 日

紀 元 節 二月十一日

天長節祝日 十月三十一日

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

春季休業 四月一日ヨリ四月七日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

第三章 入學及在學

第六條 入學ノ期ハ每學年ノ初トス

第七條 入學ヲ志望スル者ハ入學志望者名票ニ寫眞及檢定料ヲ添へ本校ニ差出スヘシ

第八條 檢定料ハ金五圓トス

一旦納付シタル檢定料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第九條 入學志望者ハ其ノ入學後修業セントスル部類ヲ指定スヘシ

指定スヘキ部類ハ左ノ如シ

第一部甲類 英語法律科、政治科、經濟科、商科

第一部乙類 英語文科

第一部丙類 獨語法律科、政治科、獨語文科

第二部甲類 工科

第二部乙類 理科、醫科ノ内藥學科

第二部丙類 農科

第三部 醫科

入學志望者ハ志望ノ部類二箇以上同一部内ノ類ニ限ルヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ順位ヲ定ムヘシ

第十條 各部類入學志望者ノ數入學セシムヘキ者ノ數ニ超過スルトキハ選抜試驗ヲ行フ

第十一條 入學後ニ於テ修業部類ヲ變更スルコトヲ許サス但シ第一部

甲類ヨリ同乙類ニ又ハ第二部甲類若ハ丙類ヨリ同乙類ニ轉科セントスル者ニ對シテハ缺員アル場合ニ限り許可スルコトアルヘシ

在學中修業部類變更ノ爲メ選抜試驗ヲ受ケントスルトキハ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條 入學ノ許可ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ履歷書ニ入學料金參圓ヲ添ヘ本校ニ差出シ且明治四十一年文部省令第九號ノ入學資格ヲ證明スヘキ卒業證書又ハ證明書ヲ提出シ本校ノ檢閲ヲ受クヘシ前項ノ手續ヲ了セサル者ニ關シテハ其ノ入學ノ許可ヲ無効トス一旦納付シタル入學料ハ如何ナル事情アリトモ之ヲ還付セス

第十三條 入學シタル者ハ宣誓ヲ爲シ且在學中保證ノ責ニ任スヘキ父兄ノ宿所氏名ヲ届出ツヘシ但シ本文ニ該當スル父兄ナキトキハ之ニ代ルヘキ者ヲ定メ本文ノ手續ヲ爲スヘシ

第十四條 退學セシ者及除名セラレタル者再入學ヲ願フトキハ證議ノ

上之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四章 成績考査

第十五條 各學年第三學期末ニ於テ生徒ノ學業成績ヲ考査シテ學年成績及卒業成績ヲ定ム

第十六條 學年成績ハ當該學年ニ於ケル勤惰平常成績及試験ノ成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム但シ學科目ノ種類ニ依リ試験ヲ行ハサルコトアルヘシ

第十七條 卒業成績ハ在學中ノ三學年成績ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第十八條 試験ヲ分チテ通常試験及定期試験トス

通常試験ハ課業ノ進度ニ應シ隨時之ヲ施行ス

定期試験ハ學期末ニ於テ之ヲ施行ス

第十九條 學業成績ハ科目評點及平均評點ヲ以テ表示シ一百ヲ以テ最高點トス

第二十條 試験ニ缺席シタル者ノ評點ハ當該學期ニ於ケル平常成績ヲ

參酌シテ之ヲ定ム但シ一學年間ニ二回以上定期試験ヲ受ケサル者ハ

特別ノ詮議ニ依ル外進級又ハ卒業セシムルコトナシ

第二十一條 缺席休學停學等ノ爲メ平常成績ノ考査ヲ爲ス能ハサル者ニ就テハ臨機ノ處分ヲ爲ス

第二十二條 學年評點左ノ條件ノ一ニ該當スル者ハ進級又ハ卒業スルコトヲ得ス

一、平均評點六十未滿ナルコト

二、一科目ノ評點四十未滿ナルコト

三、科目評點五十未滿ノモノ二科目以上アルコト

四、科目評點六十未滿ノモノ五科目以上アルコト

第二十三條 進級又ハ卒業ノ判定ハ前條ニ依ル外平素ノ行狀及學業進歩ノ狀況ヲ參酌シテ黜陟スルコトアルヘシ

第二十四條 進級又ハ卒業セサル者ハ次學年ニ於テ再ヒ原學年ノ各學科目ヲ履修セシム

第五章 特待生

第二十五條 品行方正學業成績優等ナル生徒中若干ヲ選拔シテ特待生トス

第二十六條 特待生ハ每學年之ヲ定ム

第二十七條 特待生ニ對シテハ授業料ヲ徴收セス

第二十八條 特待生ニシテ其ノ名譽ヲ汚辱スル行爲アリト認メタルトキハ之ヲ罷ム

第六章 授業料

第二十九條 授業料ハ一學年金參拾五圓トス

第三十條 授業料ハ左ノ三期ニ分納セシム

第一學期分 金拾參圓

第二學期分 金拾壹圓

第三學期分 金拾壹圓

納付期日ハ細則ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 授業料ハ缺席、休學、停學等ノ爲メ之ヲ免除スルコトナシ但シ第三十六條ニ依リ休學スル者ニ對シテハ次學期以降ノ分納額ヲ免除ス

第三十二條 學年ノ半途ニ退學シタル者ニ對シテハ次學期以降ノ授業料分納額ヲ免除ス

第三十三條 既納ノ授業料ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第三十四條 第三十六條ニ依リ休學セル者休學ノ事故止ミテ學年ノ半途ヨリ出席シタルトキハ當該學期ノ分納額ハ一箇月金參圓五拾錢ノ割合ヲ以テ其ノ月分ヨリ之ヲ徴收シ指定ノ期日ニ於テ一時ニ納付セシム但シ第三期分授業料ノ月割ニ關シテハ七月ヲ算入セス

第七章 休學及退學

第三十五條 疾病又ハ止ヲ得サル事故ニ依リ二箇月以上修學スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニ依リ當該學年間休學ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十六條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應スル者ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休學トス

第三十七條 休學ノ許可ヲ得タル者ハ次學年ノ初ヨリ原學年ノ課程ヲ修メシム

前條ニ依リ休學シタル者ハ服役滿期又ハ召集解除後三週間以内ニ於テ原學年ニ復スヘシ

第三十八條 休學ハ同一學年ニ於テ一回一箇年以内ニ限ル但シ第三十六條ニ依ル休學ハ此ノ限ニアラス

第三十九條 生徒退學セントスルトキハ其ノ事由ヲ申出ツヘシ

第四十條 左ノ各號ノ一ニ當ル者ハ之ヲ除名ス

- 一、正當ノ事由ナクシテ引續キ三十日以上缺席セル者
 - 二、出席常ナラサル者
 - 三、學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者
 - 四、授業料又ハ學寮費ノ滯納三十日ニ及フ者
- 第四十一條 除名ニ關シテハ前條ノ外臨機ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

第八章 懲戒

第四十二條 學紀風紀ヲ紊亂シ其ノ他生徒ノ本分ニ背戾スル者ハ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ形跡ニ拘ハラズ主トシテ德義ニ基キテ之ヲ斷ス

第四十三條 懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、謹慎、放校ノ三トス

謹慎ニハ停學ヲ附加スルコトアルヘシ

督ノ下ニ反省セシメ放校ハ學校ヨリ放逐ス

第九章 校章及服制

第四十五條 本校ノ徽章ヲ第一校章及第二校章トス其ノ様式左ノ如シ
(様式略ス)

第四十六條 第一校章ハ制帽ノ前章トシ其ノ他校長ノ特ニ指定シタル
場合ニ於テ之ヲ用フルモノトス

第四十七條 第二校章ハ衣釦紋章其ノ他ノ記號ニ用フルモノトス

第四十八條 本校生徒ノ制服ハ正帽、衣、袴、靴、略帽、夏衣、夏袴、脚絆トス

前項服制ノ制服左ノ如シ

一、正帽

製式 丸形

品質 羅紗

色 黒

前章 眞鍮製金色第一校章(縦徑八分横徑九分五厘)

横章 白線二條(幅各二分)

頤紐 黒革(幅三分五厘) 釦(眞鍮製金色圓形徑三分五厘第二校章
ヲ附ス)

二、衣

製式 脊廣形立襟(襖角形)「ポケット」ハ上衣ノ左右兩脇及左胸

部ニ各一箇トス

品質 小倉又ハ「ヘル」

色 濃紺

襟章 第一部ハI、第二部ハII、第三部ハIII、(眞鍮製金色縦徑五分)

釦 煉製黒色徑七分第二校章ヲ附ス(一列五箇)

三、袴

製式 普通

品質 小倉又ハ「ヘル」
色 濃紺

四、靴

品質 革又ハ「ズック」
色 黒

五、略帽

製式及品質 麥藁製普通形(縁約三寸高約三寸)
鉢巻 黒地(幅約一寸七分)ニ白線二條(幅各二分)
前章 正帽ニ同シ

六、夏衣及夏袴

製式、釦、襟章ハ二三ニ同シ
品質 小倉綾織
色 藍鼠霜降

七、脚絆

製式 卷脚絆
品質 綿布、麻布又ハ羅紗
色 濃紺又ハ黒

第四十九條 削除

第十章 學 寮

第五十條 學寮ハ生徒ヲ居住セシメ本校ノ教育ト相俟ツテ之ヲ訓育スル處トス

第五十一條 學寮ハ毎年九月八日ニ開キ七月十二日ニ閉ツ

第五十二條 新ニ入學シタル生徒ハ特別ノ事情ニ依リ通學ノ許可ヲ受ケタルモノ、外總テ學寮ニ入ルヘキモノトス

第五十三條 前條以外ノ生徒ニシテ入寮セント欲スルモノハ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十四條 學寮生徒ニシテ退寮セント欲スルモノハ其ノ事由ヲ具シ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五十五條 學寮生徒ニシテ疾病ニ罹リタルトキハ退寮又ハ外泊セシムルコトアルヘシ

第五十六條 學寮費ハ一箇月金壹圓トシ七月ヲ除キ毎月指定ノ日ニ之ヲ納メシム

既納ノ學寮費ハ何等ノ事情アリトモ之ヲ還付セス

第五十七條 學寮生徒ニシテ其ノ本分ニ背戾スル行爲アリト認ムルトキハ情狀ニヨリ退寮ヲ命スルコトアルヘシ

第十一章 圖書及器械

第五十八條 本校所有ノ圖書ハ總テ之ヲ書庫ニ藏ス

第五十九條 書庫ニ於テハ本校所藏ノモノ、外他ノ委託ニ係ル圖書ヲ保管スルコトアルヘシ

第六十條 教務及事務上特ニ必要ノ圖書ハ校長ノ許可ヲ得テ特別ノ場所ニ備ヘ置クコトヲ得

第六十一條 職員ハ校長ノ定ムル所ニ依リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得

第六十二條 圖書ヲ閲覽スルコトヲ得ル者ハ職員及生徒第五十九條ノ圖書委託者其ノ他校長ノ特許ヲ得タル者ニ限ル

第六十三條 本校所定ノ規則ニ違反シ又ハ其ノ他不都合ノ行爲アルモノハ圖書ノ閲覽ヲ停止スルコトアルヘシ

第六十四條 本校所藏ノ學術用器械ハ各所屬教室ニ備付ク

第六十五條 生徒ハ擔任教官ノ許可ヲ受ケ實習用器械ヲ使用スルコトヲ得

第六十六條 本校ノ圖書器械ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ其ノ損害ノ程度ニ依リ同一ノ物品ヲ以テ之ヲ償ハシムルカ若ハ其ノ修理ヲ

負擔セシムルコトアルヘシ

附則

大正二年以前ニ入學セル第二部甲類ノ生徒ニ對シ第十一條ニ依リ轉科ヲ許可スルハ理科又ハ醫科ノ内藥學科ヲ志望スル者ニ限ル

大正二年以前ニ入學セル第二部乙類ノ生徒ニシテ大正三年以後ノ入學者ト同學年ニ收容セラル、場合ニ於テハ第九條ニ依リ相當部類ニ編入ス

第四十八條ノ脚絆ハ當分ノ内從前ノ製式ニ依ルコトヲ得

第五 生徒心得

本校生徒タルモノハ德性ヲ涵養シ知能ヲ鍊磨シ以テ國家有用ノ器材タランコトヲ期スヘシ居常守ルヘキ道多端ナリト雖モ茲ニ其ノ標的トスヘキ大綱ヲ舉示スルコト左ノ如シ

- 一、志操ヲ固シク實行ヲ勵ミ學業德器ノ大成ヲ期スヘキコト
- 二、身體精神ヲ鍛鍊修養シ剛健快活ノ氣象ヲ振起スヘキコト
- 三、獨ヲ慎ミ己ニ克チ忠信廉恥ノ心ヲ存スヘキコト
- 四、規律ヲ守リ責任ヲ重ンシ謹恪重厚ノ風ヲ持スヘキコト
- 五、師長ヲ尊敬シテ温恭自虛ノ道ヲ盡クシ朋友ヲ親愛シテ協同融和ノ實ヲ舉クヘキコト

第六 細 則

一 學則施行細則

第一章 學科及授業

第一條 學則第一條ニ依ル學科ハ別ニ定ムル教授要目ニ依リ之ヲ實施ス

第二條 高等學校大學豫科學科規程第五條ニ依リ分科大學某學科志望者ニ課スル課程ヲ修メントスル者ハ前學年第二學期ノ終迄ニ其ノ志望ヲ届出ツヘシ隨意科ヲ修メントスル者亦同シ

第三條 學則第十一條但書ニ依リ修業部類ノ變更ヲ許可スルハ第一年及第二年ニ在リテハ學期ノ始第三年ニ在リテハ學年ノ始ニ限ル

第四條 每週授業ノ日課ハ學年ノ始ニ之ヲ定ム但シ場合ニ依リ學年ノ半途ニ之ヲ變更シ又ハ臨時日課ヲ變更スルコトアルヘシ

第五條 一授業時ヲ五十分トス

實驗、製圖、實習、體操ニ於テハ一授業時ヲ延長シ又ハ二時以上連續授業スルコトアルヘシ

第六條 特別ノ事情ニ依リ教官ニ於テ臨時所定ノ日課ヲ變更スル必要アリト認ムルトキハ校長ニ申告シテ指揮ヲ受クヘシ

第七條 休業日ノ外左ノ場合ニ於テハ日課所定ノ授業ヲ缺ク

一、 試験、檢閱、儀式、修學旅行又ハ其ノ他ノ行事ヲ以テ授業ニ代ヘタルトキ

二、 教官ノ出張、賜暇、忘引、缺勤ニ依リ授業セサルトキ

第八條 前條ニ依リ授業ヲ缺キタル結果學業ノ進歩ニ妨アリト認ムルトキハ所定日課以外ノ授業ヲ課スルコトアルヘシ

第九條 教科用圖書ハ學科主任及擔任教官ノ意見ヲ聞キ校長之ヲ定ム

第二章 編 制

第十條 學級ハ第一學年ノ始ニ編制シ之ヲ組ト稱ス

組ハ三學年ヲ通シテ變更セサルヲ常例トス

第十一條 各學級ニ級總代二人ヲ置ク

級總代ハ當該學級生徒ヲシテ定員二倍ノ候補者ヲ互選セシメ其ノ中ニ就キ校長之ヲ命ス

第十二條 級總代ハ別ニ定ムル學級主任ノ指揮ヲ受ケ當該學級ノ一切ノ世話ヲ爲スモノトス

第十三條 級總代ノ任期ハ一箇年トス

第十四條 全生徒ヲ以テ生徒隊ヲ編成ス
生徒隊部隊ノ編成ハ別ニ之ヲ定ム

第三章 成績考查試驗檢閲

第十五條 學業成績評點科目數ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一部

科目	第一學年			第二學年			第三學年		
	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類
修身	一		一	一		一	一		一
國語及漢文	二		二	二		二	二		二
英語	二		一	二		一	二		二
獨語	二		三	二		三	二		三
歷史	一		一	一		一	一		一
論理及心理				〇一		〇一			
法學通論							一		
經濟通論									〇一
數學				一〇		一〇			
物理							一〇		一〇
雜句語							一〇		一〇

第二部

地質及礦物	動物及植物	化學	物理	數學	獨語	英語	國語	修身	第一類		
									甲	乙	丙
				二	二	二	一	一	九	一	一
									九	一	一
									一〇	一	一
									一〇	一	一
									一一〇	一	一
									一一〇	一	一
									一一〇	一	一

第三部

圖畫	測量	羅句語	體操	第一類		
				甲	乙	丙
				一〇	一	一
				一一	一	一
				一一一	一	一〇
				一一〇	一	一〇
				一一〇	一	一〇

化學	動物及植物	體操	計
—	—	—	九
—	—	—	一〇
—	—	—	一一

隨意科ノ科目評點ヲ學則第二十二條ノ條件ニ加フルハ本人ノ志望ニ依ル

第十六條 各教官ハ每學期末ニ於テ其ノ擔任ニ屬スル科目評點ヲ定ム但シ一科目ヲ數人ニテ擔任スルトキハ合議ノ上之ヲ定ム

修身擔任教官ハ第一學期末及第二學期末ニ於ケル成績考查ヲ行ハサルコトヲ得

第十七條 各科目ノ學年評點ヲ定ムルニハ第一次評點三、第二次評點四、第三次評點五ノ比ヲ以テ參酌平均ス

第十八條 第一學年總點ノ二倍、第二學年總點ノ三倍及第三學年總點ノ

五倍ノ總和ヲ以テ卒業評點トス

第十九條 在學生徒ノ席次ハ前學年末ノ成績ヲ按シ各學級ニ就キ校長之ヲ定ム卒業席次ハ卒業成績ヲ按シ各部類ニ就キ校長之ヲ定ム

第二十條 通常試験ハ每學期一回以上施行スルヲ常例トス其ノ期日ハ擔任教官之ヲ定メ施行後學級主任ニ通報スヘシ之ヲ豫メ生徒ニ告知スル場合ニハ前以テ學級主任ニ協議スルヲ要ス此ノ告知ノ日ハ試験ノ期日ト五日以上ヲ隔ツヘカラス

第二十一條 定期試験ハ別ニ時間ヲ定メテ之ヲ行フ

第二十二條 第一次定期試験ハ第一學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第二次定期試験ハ第一學期及第二學期ニ於テ履修セル部分ニ就キ施行ス

第三次定期試験ハ主トシテ第二學期及第三學期ニ於テ履修セル部分

ニ就キ施行ス

第二十三條 修身ノ試験ニ關シテハ前三條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
第二十四條 試験問題ハ擔任教官之ヲ定メ其ノ定期試験ニ關スルモノ
ハ試験施行後三日以内ニ報告スヘシ

第二十五條 檢閲ハ生徒隊規律ノ張弛志氣ノ振否服裝ノ整否及教練ノ
進歩ヲ檢スル爲メ之ヲ行フ

第二十六條 檢閲ハ定期檢閲及臨時檢閲トシ定期檢閲ハ每學期一回之
ヲ行フ

第二十七條 檢閲ノ期日及方法ハ校長ノ命ニ依リ其ノ實施ハ體操教官
之ヲ擔任ス

檢閲成績ハ體操教官ニ於テ學業成績考查ノ參考トス

第四章 授業料、手數料、學寮費

第二十八條 授業料納付期日ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一學期分 其ノ年九月十一日ヨリ同月二十日ニ至ル

第二學期分 其ノ年一月八日ヨリ同月二十日ニ至ル

第三學期分 其ノ年四月八日ヨリ同月二十日ニ至ル

第二十九條 徵集猶豫ニ關スル證明書ノ再交付又ハ書換ヲ請求スル者
及學業成績又ハ在學證明書、授業料學寮費ノ領收用紙選抜試験ニ關ス
ル證票若ハ圖書閱覽券ノ再交付ヲ請求スル者ハ一通ニ付手數料金拾
五錢ヲ納ムヘシ

第三十條 學寮費納付期日ハ毎月一日ヨリ七日ニ至ル但シ一月及四月
ハ十四日九月ハ十七日ニ至ル

第三十一條 授業料又ハ學寮費ノ滯納三週日ニ及フモノハ授業ヲ停止
ス

第五章 在學及休學

第三十二條 生徒ハ左記ノ一ニ該當スル者ヲ除ク外入學後一學年間ハ

總テ學寮ニ入ルヘク其ノ後ハ學寮又ハ本校公認下宿ニ入ルヘシ但シ特別ノ事情アルモノハ願出ニヨリ審査ノ上他ヨリ通學ヲ許可スルコトアルヘシ

一、自宅ヨリ通學スルモノ

二、職員宅ヨリ通學スルモノ

三、親戚宅ヨリ通學スルモノ

第三十三條 生徒遅刻又ハ缺席スルトキハ其ノ當日ヨリ三日以内ニ事由ヲ詳記シ届出ツヘシ但シ病氣缺席一週日ニ渉ルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添付スヘシ

第三十四條 生徒左ノ事由ニ依リ缺席、缺課届出ノ場合ハ其ノ他ノ事由ニヨル缺席、缺課ト區別シ、缺席日數又ハ缺課時數ニ算入セス

一、父母ノ喪ニ丁リタルトキハ七日以内祖父母兄弟姉妹ノ喪ニ丁リタルトキハ五日以内其ノ他ノ服忌ヲ受クル場合ハ三日以内

二、學校所在地ニ於テ同學級生徒葬儀ノ場合ハ會葬ニ要スル時間

第三十五條 生徒ハ異動ノ有無ニ拘ハラズ毎年九月十一日ヨリ同月二十五日迄ニ所定ノ書式ニヨリ宿所ニ關スル届出ヲ爲スヘシ

第三十六條 生徒宿所ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十七條 生徒戶籍又ハ父兄ニ關スル届、宿所ニ關スル届ニ異動ヲ生シタルトキハ直ニ届出ツヘシ但シ戶籍異動ノ場合ハ抄本ヲ添付スヘシ

第三十八條 生徒ノ宿所ヲ不適當ナリト認ムルトキハ轉宿ヲ命スルコトアルヘシ

第三十九條 通學生徒歸省旅行一週日ニ渉ル場合ニハ事由及旅行先ヲ詳記シ豫メ届出ツヘシ

第四十條 疾病ニ依リ休學セントスル者ハ其ノ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ

添付スヘシ

第四十一條 陸軍又ハ海軍現役ニ服シ若ハ召集ニ應シタル者ハ其ノ役名服役又ハ召集ノ期間及部隊又ハ艦艇名ヲ具シ三日以内ニ届出ツヘシ

第四十二條 生徒ヨリ提出スル總テノ願届書ハ特ニ規定アルモノヲ除ク外指導教官ノ承認ヲ經テ生徒課ニ差出スヘシ

第六章 校章及服裝

第四十三條 第一校章ノ使用ヲ指定スルコト左ノ如シ

一、校旗

二、卒業證書

三、校友會ニ於テ發行スル「メダル」、同會優勝旗同會野球部優勝旗

四、生徒監管理ノ下ニ學寮ノ名ヲ以テ發行スル「メダル」

第四十四條 生徒登校スル場合ニハ必ス規定ノ制服ヲ着用スヘシ但シ

脚絆ハ特ニ指定シタル場合ノ外着用セサルコトヲ得

第四十五條 止ムヲ得サル事由ニ依リ制服ヲ着用スルコト能ハサル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ之ヲ届出ツヘシ

第四十六條 儀式ノ場合ニハ冬服及正帽ヲ着用スルヲ正装トス

第四十七條 生徒外出ノ際ハ成ルヘク制服ヲ着用スヘシ若シ和服ヲ着用スルトキハ必ス袴及制帽ヲ著クヘシ

第四十八條 夏服着用期間ハ五月二十一日ヨリ九月三十日迄トス但シ時宜ニ依リ本文ノ期間ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第四十九條 夏服着用期間ニ於テハ儀式ノ場合體操教授ヲ受クル場合及特ニ指定シタル場合ノ外ハ略帽ヲ以テ正帽ニ代用スルコトヲ得

第五十條 新ニ入學セル生徒ニ對シテハ其ノ年ノ十月一日ヨリ本章ノ規定ヲ適用ス

第七章 學寮

第五十一條 學寮生徒ハ生徒監指導ノ下ニ秩序ヲ保チ風紀ヲ維持スヘシ

第五十二條 各室人員ノ配當ハ生徒監之ヲ定ム

第五十三條 寮内日課時限ハ校長ノ許可ヲ受ケ生徒監之ヲ定ム

第五十四條 學寮生徒ハ寮紀及規約ヲ定メ校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ規約ヲ以テ定ムヘキ事項左ノ如シ

一、寮内ノ秩序整頓及風儀ニ關スルコト

二、寮内ノ清潔及衛生ニ關スルコト

三、炊事々務炊事監督ニ關スルコト

四、其ノ他必要ナル事項

第五十五條 各寮ニ委員二人各室ニ總代一人ヲ置キ任期ヲ一學年トス總代ハ各室生徒互選トシ生徒監ノ認可ヲ經テ就任ス

委員ハ各寮第三年生徒一人第二年生徒一人トシ各寮總代ノ選定セル

候補者ニ就キ校長之ヲ命ス

第五十六條 寮委員ハ生徒監ノ指示ニ從ヒ寮内整理ノ責ニ任シ寮紀規約ノ實行ヲ督勵ス

第五十七條 總代ハ室内整理ノ責ニ任シ兼テ室員ヲ代表ス

第五十八條 止ムヲ得サル事情アリテ所定ノ時限外ニ外出セントスルモノハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

第五十九條 外出中止ムヲ得サル事情アリテ歸寮時限ニ遅レタルモノハ其ノ事由ヲ詳記シ翌日中ニ届出ツヘシ

第六十條 止ムヲ得サル事情アリテ外泊セントスルモノハ豫メ生徒監ノ許可ヲ受ケ歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

外出中俄ニ外泊スルノ止ムヲ得サル事情ヲ生シ前項ノ手續ヲ履ム能ハサルトキハ當日歸寮時限迄ニ其ノ事由ト居所トヲ届出テ歸寮ノ際外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

第六十一條 學寮生徒歸省又ハ旅行ヲナサントスルトキハ日數及旅行

先ヲ明記シ願出テ生徒監ノ許可ヲ受クヘシ

歸寮ノ際ハ歸省先又ハ外泊先ノ證明書ヲ差出スヘシ

第六十二條 各室備付ノ器具及電燈ハ許可ナクシテ他ニ移動セシムヘカラス

第六十三條 不注意又ハ怠慢ノ爲メ備付ノ器具又ハ電燈ヲ毀損シ又ハ紛失セシメタルモノハ之ヲ辨償セシム

第八章 圖書

第六十四條 本校所藏ノ圖書ハ擔任事務員ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス

第六十五條 教官ハ必要ノ場合ニ於テ書庫ニ入り圖書ヲ檢索スルコトヲ得

第六十六條 學則第六十條ニ依リ特別ノ場所ニ備付タル圖書監守ニ關シテハ當該場所物品監守者其ノ責ニ任ス

第六十七條 教官ハ一員二十冊其ノ他ノ職員ハ一員十冊ヲ限リ本校所藏ノ圖書ヲ借受クルコトヲ得但シ和漢裝ノモノハ本文冊數ヲ倍スルコトヲ得

第六十八條 貴重圖書、閱覽室備付ニ缺クヘカラサル圖書及ヒ一員ニシテ同一ノ圖書一部以上ハ之ヲ借受クルコトヲ得ス

第六十九條 圖書ヲ借受ケント欲スル者ハ圖書課ニ就キ所定ノ手續ヲナスヘシ借受ケタル圖書ハ之ヲ轉貸スヘカラス

第七十條 借受ケタル圖書ハ毎年七月十日迄ニ悉皆返納スヘシ但シ時宜ニ依リ臨時返納セシムルコトアルヘシ

第七十一條 生徒圖書閱覽ノ證トシテ閱覽券ヲ設ケ每學年ノ始メ圖書課ニ於テ之ヲ交付ス

第七十二條 本校ノ職員生徒ニアラスシテ圖書ヲ閱覽スル者ニ對シテハ圖書閱覽特許證ヲ附與ス

第七十三條 閱覽券ハ之ヲ他ニ轉貸スヘカラス若シ之ヲ紛失又ハ汚損シタルトキハ速ニ其ノ旨圖書課ニ届出ツヘシ

第七十四條 圖書閱覽室ハ左ノ期間之ヲ閉ツ

一、八月一日ヨリ八月三十一日マテ

一、十二月二十八日ヨリ一月五日マテ

一、祝日大祭日

前項ノ外臨時閉室スルコトアルヘシ

圖書閱覽室開閉ノ時限ハ其ノ時々之ヲ定ム

第七十五條 圖書ヲ閱覽セントスル者ハ所定ノ用紙ニ一切ノ手續ヲ了シ閱覽券ト共ニ之ヲ係員ニ差出ス可シ但シ閱覽室備付ノ圖書ト雖モ時宜ニ依リ閱覽ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第七十六條 閱覽者ハ閱覽終レハ直ニ圖書ヲ返納スヘシ

閱覽者ハ圖書ヲ閱覽室外ニ携帯スルコトヲ得ス

第七十七條 閱覽者ハ一時ニ洋書五冊和書十冊以上ヲ借覽スルコトヲ得ス

第七十八條 學則第五十九條ニ依リ圖書ノ保管ヲ委託セントスル者ハ其ノ圖書名著譯編者名、裝釘別、冊數及見積價格ヲ具シ委託期限ヲ定メテ校長ノ承諾ヲ受クヘシ

前項ノ圖書ニハ委託者又ハ所有者ノ捺印アルヲ要ス

第七十九條 委託圖書ハ委託者ニ於テ之ヲ本校ニ送致スヘシ

本校ハ之ニ對シ受領證ヲ交付ス

第八十條 委託圖書ハ書庫以外ニ備付クルコトヲ得ス

委託圖書ノ閱覽ニ關シテハ委託者ノ希望ニ依リ特別ノ取扱ヲナスコトアルヘシ

第八十一條 火災盜難其ノ他ノ事故ニ依リ委託圖書ニ損失ヲ來スコトアリトモ本校ハ其ノ責ニ任セス

二 生徒心得細則

- 第一條 生徒ハ本校職員ニ對シテハ勿論相互ニ敬禮スヘシ
- 第二條 生徒ハ酒類ヲ飲用スヘカラス
- 第三條 校内ニ於テハ生徒控所、屋外ノ空地及道路(正門ヨリ玄關ニ至ル道路ヲ除ク)ノ外喫烟スヘカラス
- 第四條 生徒揭示ヲナサントスル時ハ生徒課ノ許可ヲ受クヘシ
揭示ハ特別ノ許可ヲ受ケタルモノ、外左ノ制限ニ依ルヘシ
 - 一、揭示用紙ハ縦二尺三寸以內、横四尺六寸以內
 - 二、揭示一件ニツキ用紙一枚ヲ限トス
- 第五條 生徒集會ヲ催ストキハ豫メ生徒課ニ届出ツヘシ
- 第六條 授業ヲ受クル時ノ外教室ニ入ルヘカラス但シ第一鐘後授業準備ノ爲教室ニ入ルコト及當該教官ノ許可ヲ得テ特別教室ニ入ルコト

ハ此ノ限ニアラス

第七條 左記ノ一ニ該當スル「マント」ハ使用スヘカラス

- 一、地質 羅紗以外ノ毛織物
- 一、色 黒色以外ノモノ
- 一、仕立方 襟ニ「ピロイド」毛皮等ヲ附ケタルモノ
- 一、長 膝下二寸ヨリ長キモノ
- 一、裏地 黒色以外ノモノ

第八條 休業日ヲ除キ左記ノ通り「テニスコート」ノ使用ヲ禁ス但シ土曜日ノ午後ハ此限ニアラス

本校西コート 自午前八時至正午及自午後一時至午後二時
講堂北コート 自午前八時至正午及自午後一時至午後三時

第九條 帽、マント、書籍、ノート、ブック等生徒携帶品ニハ氏名ヲ記入スヘシ

第十條 告示ハ所定ノ場所ニ揭示シタル以上ハ一般ニ了知セラレタルモノト看做スヲ以テ生徒ハ常ニ揭示場ニ注意スヘシ

三 服務及處務細則

第一章 教官ノ服務

第一條 本細則ニ於テ教官ト稱スルハ教授助教ノ外講師及雇外國教師ヲ包含ス

第二條 教官ハ其ノ分擔ノ範圍内ニ於テ校長ニ對シ生徒教育ノ責ニ任ス

第三條 生徒ノ教育ニ關スル事務ハ各教官ノ擔任トス

第四條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ學科主任學級主任指導教官ノ事務ニ從事スヘシ

第五條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ分課ノ事務ニ從事スヘシ

第六條 教官ハ校長ノ命ヲ承ケ入學者選抜試験大學豫科學力檢定試験其ノ他臨時ノ事務ニ從事スヘシ

第七條 教官ハ教授訓育其ノ他學校ノ利害ニ關係アル事項ニ就キ意見アルトキハ之ヲ校長ニ具申スヘシ

第八條 教官ハ校長ノ許可ヲ受クルニアラサレハ報酬ノ有無ヲ問ハス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス

第九條 第十二條乃至第二十二條ノ規定ハ之ヲ教官ノ服務ニ準用ス

第二章 事務員ノ服務

第十條 書記及雇員ハ校長ノ命ニ依リ課長ノ指揮ヲ受ケテ分課事務ニ從事スヘシ

雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ執務スヘシ

第十一條 事務繁劇ナルトキ至急處理ヲ要スルモノアルトキ又ハ所屬

上官ヨリ特ニ命セラレタルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖モ執務スヘシ

第十二條 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ出勤スルコト能ハサルトキハ當日執務時限前ニ事由ヲ記シ届出ツヘシ若病氣缺勤一週日ニ涉ルトキハ醫師ノ診斷書ヲ添付シ爾後一週日ヲ加フル毎ニ同様ノ手續ヲナスヘシ

第十三條 執務時限中發病等ノ爲メ退出セントスルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ

第十四條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スルモノハ前日中ニ届出ツヘシ

第十五條 親屬ノ喪ニ遇ヒ服忌ヲ受クルトキハ其ノ親屬關係ヲ記シ届出ツヘシ

第十六條 轉地療養父母ノ病氣看護又ハ父母ノ墓參ノ爲メ請暇セントスル者ハ日限及行先地ヲ記シ許可ヲ受クヘシ

第十七條 賜暇中旅行セントスルモノハ日限及旅行先地ヲ記シ出發前届出ツヘシ

第十八條 出張ノ命ヲ受ケタルモノハ出發及歸校ノ際其ノ旨ヲ届出テ且歸校後五日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但シ簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第十九條 新任者ハ五日以内ニ住所ヲ届出ツヘシ

住所ヲ移轉シ又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシテ辭令書ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷上ニ關係アルモノハ其ノ都度届出ツヘシ

第二十一條 轉任免官休職等ノ際又ハ分課事務ヲ免セラレタルトキハ取扱事務ニ關スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ

第二十二條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ事急ヲ要スルトキハ當直者及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘシ

第三章 學校醫ノ服務

第二十三條 學校醫ハ校長ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從事ス
第二十四條 學校醫ハ毎月一回教授時間内ニ昇校シ衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ

學期學年ノ始終ニ於テ特ニ視察ヲ必要トスルトキ亦同シ

第二十五條 學校醫ハ每週二回學寮ニ出頭シ衛生ニ關スル事項ヲ視察シ又疾病ニ罹レル生徒アラハ之ヲ診察スヘシ

第二十六條 學校醫ハ生徒ノ請求ニ應シ學校ニ差出スヘキ診斷書ヲ作成スヘシ

第二十七條 學校醫ハ明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體檢査規程ニヨリ生徒ノ身體ヲ檢査シ身體檢査票ヲ調製スヘシ

第二十八條 學校醫ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ

第二十九條 學校醫ハ學校及學寮ノ近傍若ハ學校及學寮内ニ傳染病ノ發生シタルトキハ直ニ必要ナル豫防消毒方法ヲ施行シ尙ホ其ノ情況ニヨリ學校又ハ學寮ノ全部若ハ一部分ノ閉鎖又ハ遮斷ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ校長ニ申告スヘシ

第三十條 學校醫ハ前各條ノ任務ノ外校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時生徒ノ病症ヲ診斷シ又ハ身體ヲ檢査シ其ノ他衛生ニ關スル事務ヲ執ルヘシ

第三十一條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニツキテハ校長ニ申告スヘシ

第四章 教育事務

第三十二條 各教官ノ擔任スヘキ教育事務概ネ左ノ如シ

- 一、生徒ノ操行ヲ調査スルコト
- 二、生徒ノ勤惰ヲ調査スルコト

- 三、生徒ノ學業成績ヲ調査スルコト
 - 四、教室內ノ秩序ヲ保持スルコト
 - 五、擔任學科教授要目ヲ調製スルコト
 - 六、教育ノ成績及教授ノ經過ヲ報告スルコト
 - 七、修學旅行ニ關スルコト
 - 八、其ノ他生徒ノ教育ニ關係アル一切ノコト
- 第三十三條 訓育ニ關スル事務ハ全教官ノ擔任トシ生徒監ヲシテ之ヲ主掌セシム
- 生徒監ハ訓育ニ關スル事項ニ就キ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得
- 第三十四條 教授ニ關スル事務ハ學科毎ニ當該教官ノ分擔トス
- 第三十五條 教育事務整理ノ責ニ任セシムル爲メ學科主任學級主任及指導教官ヲ置ク
- 第三十六條 學科主任ハ左ノ學科ニ就キ各一人トシ教官中ニ就キ校長

之ヲ命ス

修身科 修身

第一文學科 論理及心理、歷史、法學通論、經濟通論

第二文學科 國語及漢文

第一語學科 英語

第二語學科 獨語、羅句語

第一理學科 數學、物理、化學

第二理學科 動物及植物、地質及礦物

第三理學科 圖畫、測量

體操科 體操

第三十七條 學科主任ノ擔任スヘキ事務概ネ左ノ如シ

- 一、當該學科教授ノ統一進步ノ爲メ必要ナル處置ヲ爲スコト
- 二、當該學科教授要目ヲ整理スルコト

三、教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト

四、教授分擔ニ關スルコト

五、教授上必要ナル參考用圖書器械標本藥品等ヲ調査スルコト

六、其ノ他當該學科ニ關スルコト

第一文學科第二文學科第一理學科及第二理學科ノ主任ハ校長ノ許可ヲ受ケ前項事務ノ一部ヲ擔任教官ニ委任スルコトヲ得

學科主任ハ擔任事務ニ關シ當該學科關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得

第三十八條 學級主任ハ各學級一人トシ教官中ニ就キ校長之ヲ命ス

第三十九條 學級主任ハ所屬生徒ヲ統率シ校規命令ヲ實行セシメ又其ノ學業ヲ督勵シ風紀ヲ維持シ其ノ他當該學級ニ關スル事項ヲ臨機處理スルモノトス

第四十條 學級主任ノ任期ハ一箇年トス

第四十一條 指導教官ハ教官中ニ就キ校長之ヲ命シ全生徒ヲシテ之ニ分屬セシム但シ生徒又ハ父兄ニ於テ特別ノ希望ヲ申出ツルコトヲ得

第四十二條 指導教官ハ其ノ擔任ニ屬スル生徒ノ品行學業健康等ニ關シ在學中絶ヘス適宜ノ指導監督ヲ加ヘ生徒ヲシテ其ノ本分ヲ完ウセシメンコトヲ期スヘシ

第四十三條 指導教官ハ特ニ規定アルモノヲ除クノ外其ノ擔任ニ屬スル生徒ヨリ本校ヘ差出スヘキ總テノ願届書ヲ審査スヘシ

第五章 分課事務

第四十四條 本校ニ生徒課、教務課、圖書課及庶務課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム

第四十五條 各分課ニ課長ヲ置キ所屬職員ヲ率ヒ分掌事務整理ノ責任セシム

課長ハ職員中ニ就キ校長之ヲ命ス

第四十六條 分課所屬ノ職員ハ課長ノ指揮ヲ受ケ事務ニ従事ス
第四十七條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、生徒ノ訓育及風紀ニ關スルコト
- 二、生徒ノ勤惰ニ關スルコト
- 三、生徒ノ管理、監督及訓誨、懲戒ニ關スルコト
- 四、指導教官及學級總代ニ關スルコト
- 五、生徒ノ學籍及兵役ニ關スルコト
- 六、退學及休學其ノ他生徒ノ事故ニ關スルコト
- 七、在學證明ニ關スルコト
- 八、生徒隊ニ關スルコト
- 九、生徒ノ願伺届ニ關スルコト
- 一〇、體育及運動ニ關スルコト
- 一一、學校衛生ニ關スルコト

- 一二、身體檢查ニ關スルコト
- 一三、生徒控所ニ關スルコト
- 一四、卒業者ニ關スルコト
- 一五、學寮ノ管理及警備ニ關スルコト
- 一六、學寮當直ニ關スルコト
- 一七、生徒ノ入寮退寮ニ關スルコト

第四十八條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、學科課程及教授要目ニ關スルコト
- 二、教官ノ分擔及口課ノ配當ニ關スルコト
- 三、授業及休業ニ關スルコト
- 四、教科用圖書ニ關スルコト
- 五、生徒募集及入學ニ關スルコト
- 六、選拔試験ニ關スルコト

- 七、成績考查、進級、卒業及成績證明ニ關スルコト
 - 八、試験、檢閲及學力檢定ニ關スルコト
 - 九、學級編成ニ關スルコト
 - 一〇、生徒ノ修業部類及志望學科ニ關スルコト
 - 一一、教授上ノ設備ニ關スルコト
 - 一二、教官ノ報告ニ關スルコト
 - 一三、教官會議ニ關スルコト
 - 一四、修學旅行ニ關スルコト
 - 一五、參觀人取扱ニ關スルコト
 - 一六、教室及教官室ニ關スルコト
- 第四十九條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、圖書ノ保存及整理ニ關スルコト
 - 二、圖書印ヲ管守スルコト

- 三、購入圖書ノ審査ニ關スルコト
 - 四、書庫及閱覽室ニ關スルコト
 - 五、圖書目錄編纂ニ關スルコト
 - 六、圖書貸付ニ關スルコト
 - 七、新聞雜誌年報一覽等ノ保存及整理ニ關スルコト
- 第五十條 庶務課ニ庶務係及會計係ヲ置ク
- 庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、御眞影及勅語ノ保管ニ關スルコト
 - 二、校長ノ官印及校印ヲ管守スルコト
 - 三、職員ノ進退及身分ニ關スルコト
 - 四、職員ノ服務ニ關スルコト
 - 五、雇外國人ニ關スルコト
 - 六、公文書處理ニ關スルコト

- 七、統計報告一覽等ニ關スルコト
 - 八、諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト
 - 九、日誌及諸記錄ニ關スルコト
 - 一〇、諸儀式ニ關スルコト
 - 一一、校章及校旗ニ關スルコト
 - 一二、寄贈ノ金品等ニ關スルコト
 - 一三、事務當直ニ關スルコト
 - 一四、各分課ノ主掌ニ屬セサル一切ノコト
- 會計係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、歲入、歲出、豫算及決算ニ關スルコト
 - 二、資金ニ關スルコト
 - 三、金錢ノ収支及保管ニ關スルコト
 - 四、歲入、歲出及物品證明ニ關スルコト

- 五、物品購入及不用物品處分ニ關スルコト
 - 六、物品ノ出納及保管ニ關スルコト
 - 七、修繕ニ關スルコト
 - 八、校地、校舍ニ關スルコト
 - 九、電話、電燈、瓦斯、給水及煖爐取扱ニ關スルコト
 - 一〇、校內一般ノ警備取締ニ關スルコト
 - 一一、校舍内外ノ洒掃ニ關スルコト
 - 一二、傭人ノ進退及取締ニ關スルコト
 - 一三、其ノ他會計ニ關スル一切ノコト
- 第五十一條 各分課ノ主掌事務ニシテ他分課ニ關聯スルモノハ合議スヘシ
- 第五十二條 各分課所屬職員ハ常務ノ外時宜ニ依リ他ノ分課ノ事務ヲ補助スヘシ

第六章 文書處理

第五十三條 公文書ハ第五十五條ニ依ルモノ、外總テ庶務課ニ於テ接受シ受付簿ニ登記シ收受ノ番號及月日ヲ記入シ直ニ主掌分課ニ配付シ取扱者ノ印ヲ徴スヘシ

二分課以上ニ關係アル文書ハ其ノ重キニ從ヒ配付スヘシ
親展書ハ封緘ノ儘宛名ニ配付スヘシ

第五十四條 配付ヲ受ケタル文書ニシテ他ノ分課ノ主掌ニ屬スルモノアルトキハ庶務課ニ還付スヘシ

第五十五條 左ノ文書ハ庶務課ヲ經由セス主掌分課ニ於テ直ニ接受スヘシ

- 一、教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類
- 二、生徒ヨリ差出ス願屆書類
- 三、入學志望者受験名票

四、其ノ他校長ノ指定シタル書類

第五十六條 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出スル能ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ校長ニ供閱シ指揮ヲ受クヘシ

第五十七條 左ノ文書ハ主掌課長限リ處分スヘシ

- 一、生徒ノ在學證明ニ關シ徵兵事務ニ關係ナキモノ
- 二、生徒ノ學業成績證明ニ關スルモノ
- 三、生徒ノ宿所入寮退寮及諸届出ニ關スルモノ
- 四、物品ノ支給ニ關スルモノ
- 五、一定ノ例規ニ依ルモノ

第五十八條 決裁濟ノ文書ハ主掌分課ニ於テ決裁年月日ヲ記入シ速ニ處理ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十九條 發送ヲ要スル文書ハ庶務課ニ回付スヘシ執務時間以外ニ發送ヲ要スル文書アルトキハ當直ニ回付スヘシ

第六十條 庶務課ニ於テハ發送文書及原議ニ番號ヲ付シ之ヲ件名簿ニ登記スヘシ

第六十一條 庶務課ニ於テ郵便電信ヲ發送シタルトキハ月日、受信名、發信名、料金を登記シ取扱主任檢印スヘシ

第六十二條 事件ノ完結シタル文書ハ第七章及第八章ニ掲クルモノ及保存期間一箇年以内ノモノヲ除ク外總テ庶務課ニ回付スヘシ第七章及第八章ニ掲クル文書ハ主掌分課ニ於テ整理シ之ヲ保存スヘシ文書ノ保存年限ハ別ニ之ヲ定ム

前項ニ依リ回付セラレタル文書ハ庶務課ニ於テ編纂シ之ヲ保存スヘシ

第六十三條 各分課ニ於テハ其ノ保存スヘキ文書ノ編纂又ハ整理方法

ヲ定メ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第六十四條 文書處理ノ齊一整頓ヲ計ル爲メ毎年一回檢閲ヲ行フ但シ檢閲ハ機密書類及未完ノ文書ニ及ホサス

文書檢閲委員ハ其ノ都度職員中ニ就キ之ヲ命ス

第七章 報 告

第六十五條 教育又ハ事務ニ關シ別ニ規定アルモノ、外本章ノ規程ニ依リ各主管職員ノ責任ヲ以テ報告ヲ爲スヘシ

第六十六條 報告ヲ分チテ定期報告及臨時報告トス

第六十七條 定期報告ノ種類左ノ如シ

一、週 報

生徒課週報

二、月 報

庶務課月報

生徒課月報

圖書課月報

三、學期報

教務課學期報

生徒課學期報

四、年報

教官年報

生徒監年報

教務課年報

生徒課年報

圖書課年報

庶務課年報

第六十八條 週報ハ次週水曜日マテニ、月報ハ翌月七日マテニ、學期報ハ

學期末後二十五日以内ニ、教官年報ハ毎年五月三十一日マテニ、其ノ他ノ年報ハ毎年九月二十日マテニ校長ニ提出スヘシ

第六十九條 定期報告ハ別ニ定ムル様式又ハ要項ニ依リ調製スヘシ

第七十條 教官年報ハ各學科主任ニ於テ取纏メ意見アルモノハ之ヲ附記シテ進達スヘシ

第七十一條 臨時報告ハ特ニ命令アリタル時又ハ其ノ必要ヲ認メタル時隨時之ヲ提出スヘシ

第八章 表簿

第七十二條 本校ニ於テハ別ニ規定アルモノ、外本章ノ規定ニ依リ表簿ヲ備フヘシ

第七十三條 生徒課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ

一、學籍簿

二、生徒父兄屆綴

- 三、生徒學歷綴及生徒履歷書綴
 - 四、生徒出席簿
 - 五、生徒寫真帖
 - 六、在寮生徒名簿
- 學籍簿ハ毎年十月十五日限整理シ校長ノ檢閲ヲ受クヘシ
- 第七十四條 教務課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ
- 一、教授要目
 - 二、各教官受持學科目及時間表
 - 三、各學級授業時間及教室配當表
 - 四、教科用圖書配當表
 - 五、生徒學業成績表
 - 六、學年曆
 - 七、入學志望者受験名票

- 八、入學者選拔試驗答案
 - 九、入學者選拔試驗成績表
 - 一〇、卒業證書臺帳
 - 一一、試驗問題
 - 一二、教官會議記錄
- 第二第三第四ノ各表ハ複本ヲ調製シ校長ニ提出スヘシ
- 學年曆ハ前學年八月末日限決裁ヲ受クヘシ
- 第七十五條 圖書課ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ
- 一、圖書分類目錄
 - 二、圖書借用證書
- 第七十六條 庶務係ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ
- 一、勅語謄本
 - 二、職員履歷書

- 三、命課簿
 - 四、旅行決裁簿
 - 五、誓簿
 - 六、學校一覽表
 - 七、職員出勤簿
 - 八、日誌
 - 九、事務曆
- 學校一覽表ハ毎年九月末日現在ニ依リ十月末日限調製シ其ノ複本ヲ校長ニ提出スヘシ
- 事務曆ハ會計年度ニ依リ前年度ノ三月末日限決裁ヲ受クヘシ
- 第七十七條 會計係ノ主管ニ屬スル表簿左ノ如シ
- 一、學校平面圖
- 學校平面圖ハ建物、水管、瓦斯管、電線、煖爐、堀井ノ配置ヲ記入シ複本二通

ヲ調製シ一通ヲ校長ニ提出シ一通ヲ庶務係ニ回付スヘシ

第九章 當直

- 第七十八條 當直勤務ハ事務當直及學寮當直トス
- 第七十九條 書記及雇員ハ輪番ヲ以テ事務當直ニ服スヘシ
- 生徒課勤務ノ教官ハ輪番ヲ以テ學寮當直ニ服スヘシ
- 第八十條 本校ニ高等官ノ當直ヲ必要ト認ムル場合ニハ校長特ニ之ヲ命ス
- 第八十一條 生徒監ハ必要ニ應シ隨時學寮ニ當直スヘシ此ノ場合ニ於テハ第七十九條第二項ノ當直者ヲ除番ス
- 第八十二條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ當直ヲ免ス
- 一、出張中、出張ノ前日、出張先ヨリ歸校ノ翌日
 - 二、病氣缺勤中
 - 三、賜暇ノ當日

四、忌引中

五、新任者著任ノ日ヨリ起算シ七日間

六、以上ノ外校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキ

第八十三條 事務當直ノ任務ハ概ネ左ノ如シ

一、校舎各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト

二、校舎内外ノ取締ヲナスコト

三、接受シタル物件ヲ處理スルコト

四、火災ノ虞アル場所ト器物トニ對シ特ニ注意スルコト

第八十四條 學寮當直ハ學寮ノ管理及取締ニ任シ寮内一切ノ事務ヲ執ルヘシ

第八十五條 當直者ハ勤務中學校ヲ離ル、コトヲ得ス

第八十六條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得

第八十七條 當直中非常事故アルトキハ直ニ報告シ事急ナルトキハ臨

機ノ處置ヲ爲スヘシ

第八十八條 當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニ有リテハ庶務課長學寮當直ニ有リテハ生徒監之ヲ定ムヘシ

四 物品會計規程細則

第一條 物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ此ノ細則ニ依リ處理ス

第二條 物品ハ備品消耗品ノ二種トシ備品ノ各室共用ニ係ルモノヲ共用備品トシ職員各自ニ專用スルモノヲ專用備品トス但シ備品及消耗品ノ區別ハ其ノ性質及用法ニ依リ之ヲ定ム

第三條 受入物品ハ總テ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタル後倉庫ニ藏置シ之カ保管ノ責ニ任スヘシ

圖書機械標本類ニ關シテハ物品會計官吏ニ於テ各出納簿ニ登記シタ

ル後直ニ當該監守者ニ交附シ其ノ受授ヲ明ニシ之カ監督ノ責ニ任スヘシ

第四條 各課係又ハ特別教室ニ物品監守者及物品取扱主任一人若ハ數人ヲ置キ使用物品ノ監守又ハ取扱ニ關スル責ニ任セシム但シ職員各自專用ノ物品ハ各自監守ノ責ニ任セシム

第五條 使用中ノ物品ハ物品會計官吏ニ於テ左ノ各號ニ依リ之ヲ監督スヘシ

一、各課係又ハ特別教室ノ消耗品受拂簿ヲ毎月消耗品支給簿ニ照査スルコト

二、毎年一回備品支給簿及消耗品支給簿ニ依リ各課係又ハ教室ニ就キ現品ヲ査閲シ各課係ノ備品監守簿及消耗品受拂簿ノ調査ヲ爲シ校長ニ報告スルコト

前項ノ場合ニ於テ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキ又ハ物品ノ使用

上ニ付意見アルトキハ校長ニ申告シ其ノ處理ヲ求ムルコト

第六條 物品會計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シ又ハ規程ノ監督ヲ怠リタルトキハ校長其ノ事實ヲ審査シ故意怠惰ニ出ツルモノハ文部大臣ニ具申ス

第七條 各課係又ハ特別教室物品監守者又ハ物品取扱主任ノ監守シ又ハ取扱フヘキ物品ノ所屬區域左ノ如シ

- 一、會計係 會計係、校長室、食堂、應接室、小使室及門衛室ニ屬スル物品
並他ノ監守又ハ取扱ニ屬セサル物品
- 二、教務課 教務課、教官室、通常教室及講堂ニ屬スル物品
- 三、生徒課 生徒課、生徒控所及學寮ニ屬スル物品
- 四、庶務係 庶務係及宿直室ニ屬スル物品
- 五、圖書課 圖書課、書庫及閱覽室ニ屬スル物品
- 六、物理教室 物理教室ニ屬スル物品

- 七、化學教室 化學教室ニ屬スル物品
- 八、博物教室 博物教室ニ屬スル物品
- 九、圖畫及測量教室 圖畫及測量教室ニ屬スル物品
- 十、體操教室 體操用運動用物品
- 第八條 監守者又ハ物品取扱主任ノ監守又ハ取扱ニ屬スル物品ニ關シテハ文部省直轄各部物品會計規程第十三條ノ責ニ任スヘシ
- 第九條 各部所要ノ物品ハ品名數量需要ノ事由等ヲ記載セル請求書ヲ物品會計官吏ニ差出スヘシ尙ホ注文上圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添フヘシ
- 第十條 通常所要ノ物品ハ物品會計官吏一ケ年ノ所要高ヲ豫定シ校長ノ許可ヲ受ケ一回又ハ數回ニ取纏メ購入ノ手續ヲナシ之ヲ倉庫ニ藏置シ請求ニ應シテ之ヲ支給スヘシ
- 第十一條 臨時所要ノ物品ハ物品監守者若ハ當該首席者ノ請求ニ依リ

- 其ノ都度校長ノ許可ヲ受ケ購入手續ヲナシ之ヲ交付スヘシ
- 第十二條 生産品及寄贈品ニ係ル物品ハ物品會計官吏ニ於テ其ノ品名數量及見積價格ヲ付シ校長ニ上申シ之カ受入ノ許可ヲ受ケタル後藏置若ハ支給ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第十三條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ交付若ハ支給セントスルトキハ普通備品ニアリテハ番號札ヲ現品ニ付シ共用品ト專用品トニ區別シ備品支給簿ニ登記ヲ了シタル後之ヲ物品監守者又ハ物品取扱主任若ハ請求者ニ配付スヘシ
- 圖書機械標本ハ各物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ各自一定ノ番號ヲ付記スヘシ但シ機械標本等ニシテ番號ヲ付スル能ハサルモノハ適當ノ方法ヲ設ケテ之ニ記號ヲ付シ整理スヘシ
- 第十四條 物品監守者又ハ物品取扱主任ハ備品監守簿消耗品受拂簿ヲ備付ケ物品ノ配付ヲ受ケタルトキハ直ニ之カ登記ヲ了シ現品ト對照

シ備品支給簿消耗品支給簿又ハ別ニ指定スル用紙ニ領收ノ印ヲ捺シ物品會計官吏ニ返付スヘシ但シ備品ハ其ノ備付ケ場所ヲ備考欄内ニ摘記シ其ノ所在ヲ明ニスヘク消耗品ニアリテハ其ノ受拂ヲ明瞭ニスヘシ

第十五條 物品監守者交代シタルトキハ新監守者物品監守簿ニ其ノ受繼年月日ヲ記入シ且記名捺印スヘシ

第十六條 甲物品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ屬スルモ乙物品監守者ニ於テ必要ナルモノアルトキハ甲乙監守者ヨリ其ノ旨物品會計官吏ニ通牒シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十七條 職員轉免ノ場合ニハ其ノ専用備品ヲ物品會計官吏ニ返付スヘシ

第十八條 物品監守者ハ使用中ノ物品ニシテ自然毀損シ修理又ハ引替ヲ要スルモノアルトキハ現品ヲ添へ返付ノ手續ヲ爲シ物品會計官吏

ニ其ノ修理又ハ引換ヲ請求スヘシ

物品會計官吏ハ前項ニ依リ修理ヲ了シタルトキハ更ニ原物品監守者ニ引渡スヘシ

第十九條 不用トナリタル物品ハ物品會計官吏ニ返付シ物品監守簿ノ備考ニ其ノ事由年月日ヲ詳記スヘシ

物品會計官吏ハ修理ノ見込ナキ物品ノ返付ヲ受ケタルトキハ成規ニ依リ毀損ノ經伺ヲナシ物品出納簿ヨリ控除シ不用品ニ屬スルモノハ之ヲ審査シ尙ホ使用ニ堪フヘキモノハ保存シ向來所要ノ目的ナシト認メタルモノハ其ノ處分案ヲ付シ校長ノ決裁ヲ乞フヘシ

第二十條 保管ノ物品ニシテ盜難ニ罹リタルトキハ其ノ品名數量價格ヲ取調ヘ物品會計官吏ヲ經由シテ校長ニ申報スヘシ

第二十一條 物品會計官吏ハ前條ノ申報ニ接シタルトキハ始末書ヲ徴シ處分案ヲ具シ校長ノ決裁ヲ乞ヒ且所轄警察署ニ届出ツヘシ

第二十二條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル爲メ左ノ帳簿ヲ置クヘシ

一、普通備品出納簿

本簿ハ普通備品ノ品目數量價格納人名等ヲ登記シ又在庫並使用物品ノ現在ヲ明ニス

二、圖書出納簿

本簿ハ圖書名冊數出納價格納人名等ヲ登記シ又圖書ニ屬スル物品監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

三、器械標本類出納簿

本簿ハ器械及標本ヲ別チ學科毎ニ口座ヲ設ケ品目箇數價格納人名等ヲ登記シ又器械標本ニ屬スル物品ノ監守者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

四、消耗品出納簿

本簿ハ消耗品ノ品目數量價格納人名等ヲ記入シ又在庫並消費高ヲ明ニス

五、共用普通備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル共用備品ノ品目數量番號受授年月日等ヲ登記シ各物品監守者又ハ物品取扱主任ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

六、專用普通備品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル專用備品ノ品目數量受授年月日等ヲ登記シ專用者ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

七、消耗品支給簿

本簿ハ命令文書ニ基キ交付シタル消耗品ノ品目數量受授年月日ヲ記入シ物品取扱主任ト物品會計官吏トノ受授ヲ明ニス

第二十三條 各監守者又ハ物品取扱主任ハ物品ノ出納保管ヲ明ニスル

爲メ左ノ帳簿ヲ設クヘシ

一、備品監守簿

本簿ニハ備品ノ品名、箇數、記號及受授年月日ヲ明記スヘシ但シ圖書器械及標本ニ關スル備品簿ハ各其ノ原簿ヲ以テ代用スルコトヲ得

二、消耗品受拂簿

本簿ニハ消耗品ノ受拂ヲ明記スヘシ

三、郵便切手受拂簿

本簿ハ文書發送取扱者ニ於テ備付シ其ノ受拂ヲ詳記スヘシ

第二十四條 物品檢閲ヲ分チテ定時臨時ノ二種トス定時檢閲ハ毎年八月臨時檢閲ハ臨時必要ト認メタル場合ニ於テ之ヲ施行ス

第二十五條 物品檢閲委員ハ委員長一人委員若干トシ學校職員中ヨリ毎年校長之ヲ命ス

第二十六條 物品檢閲委員ノ檢查事項左ノ如シ

- 一、物品保管ノ適否
- 二、備品使用ノ適否
- 三、消耗品消費ノ適否
- 四、物品缺損ノ有無
- 五、帳簿ト現品トノ對照

第二十七條 物品檢閲ノ際在庫ノ物品ニ付テハ物品會計官吏使用中ノ物品ニ付テハ物品監守者又ハ物品取扱主任其ノ保管監守取扱ニ屬スル現品及簿冊ヲ取揃ヘ其ノ席ニ列シテ之レカ點檢ヲ受ケ物品檢閲委員ノ質問ニ對シ答辨スヘシ

第二十八條 物品檢閲委員ニ於テ檢閲上故障ナシト認定シタルトキハ簿冊ニ署名檢印スヘシ若シ故障アリタルトキハ當該責任者ヨリ始末書ヲ徴スヘシ

第二十九條 物品檢閲委員其ノ檢閲ヲ終リタルトキハ檢閲上ノ顛末ヲ具シ意見ヲ付シ校長ニ申報スヘシ

第三十條 本細則ニ據ル諸帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

備品消耗品區別

凡例

一、備品消耗品ノ區別ハ物品ノ性質ト其ノ用法トニヨリ之ヲ區別ス

二、物品ノ性質ニ關シテハ

(イ) 比較的永久ノ使用ニ耐ヘ又ハ其ノ性狀ヲ變スルコトナクシテ其ノ用ヲ爲スモノヲ備品トシ

(ロ) 毀損シ易ク又ハ其ノ性狀ヲ變シテ其ノ用ヲナシ再度ノ用ニ耐ヘサルモノヲ消耗品トス

三、物品ノ用法ニ關シテハ

(イ) 其ノ性質ハ消耗品ニ屬スルモノト雖モ見本陳列品等トシテ

保存スヘキモノヲ備品トス

(ロ) 其ノ性質ハ備品ニ屬スルモノト雖モ實驗用材料品トシテ使用スヘキモノハ消耗品トス

四、附屬物ハ總テ主物ニ從屬セシメ單獨ニ登記セス

五 非常手配規程

第一條 本校失火若ハ近火等非常ノ節ハ之ヲ知リタルモノヨリ直ニ庶務課又ハ學寮當直及事務當直ニ知ラスヘシ

第二條 庶務課又ハ當直ニ於テ前條ノ報ニ接シタルトキハ直ニ應急ノ手配ヲナシ且電話若ハ急使ヲ以テ校長及各課長ニ報告シ同時ニ會計主任ニ報知スヘシ

第三條 校内失火ノ際ニハ職員以下現場ニ駆付ケ唧筒及消火器ヲ使用シテ消防ヲ爲スヘシ

通學生徒ハ第一項ノ場合ニ於テ裏門内北側ニ集合シ司令ノ指揮ニ從フヘシ

第九條 御眞影係手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、御眞影奉安處(會計係室)ニ參集シ附近ヲ警戒スヘシ
- 二、危急ノ場合ニハ直ニ 御眞影 勅語 皇太子殿下御寫眞ヲ警護シテ奉遷スヘシ

第一奉遷處 愛知縣立第五中學校

第二奉遷處 名古屋高等工業學校

三、奉遷ニハ校旗ヲ守護シテ之ニ從フヘシ

第十條 警戒部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、表門及裏門ハ直ニ閉鎖シ巡視ハ見張番ヲナシ唧筒、消防夫、警察官諸官衙職員及平常出入ノモノ、外通門ヲ禁止スヘシ
- 二、巡視ハ始終校内ヲ巡邏シテ盜賊等ヲ戒ムヘシ

三、受付一人以上表門ニ出テ駐付人氏名等ヲ書キ留メ置クヘシ

四、夜中ニ在リテハ表門、裏門、本部、受付、玄關等ニ高張提灯ヲ點シ其ノ他要所ニ點燈シ又各所入口開扉ノ用意ヲナスヘシ

五、瓦斯口、煖爐其ノ他一般火氣ノ存スル所ニハ特ニ警戒ヲ加ヘ必要ト認メタルモノ、外ハ總テ消滅スヘシ

第十一條 防火部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、適宜ノ場所ニ唧筒ヲ引出シ延燒ノ虞アル建物ノ窓ヲ閉テ水ヲ注シ其ノ他飛火ノ移リ易キ場處物品等ニ就キ充分ノ豫防ヲナスヘシ

二、作業器具ヲ用ヒテ通路ノ防碍物ヲ除キ及上席職員ノ指揮ヲ受ケテ廊下其ノ他建物ニ防火上必要ナル破壊作業ヲ施スヘシ

第十二條 運搬部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、運搬用擔架及ズツク袋ヲ持出シ物品ヲ安全ノ場所ニ運搬スヘシ

二、運搬ハ火元最寄ノ場所ヨリ始メ且書類及貴重機械ヲ先ニシ次ニ圖書次ニ器具雜品ニ及フヘシ

三、搬出シタル物品ハ監視者ヲ附シテ嚴重ニ取締リヲナスヘシ

第十三條 豫備員部手配ノ大要ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、救護處ヲ開設シ人命救護ノ事ヲ行フヘシ

二、必要ト認メタル場合ニハ飲食物供給ノ手配ヲナスヘシ

三、各部手薄ノ方面ニ應援スヘキ準備ヲ爲シ司令ノ命ニ依リ又ハ各部ノ請求ニ應シ司令ニ届告シテ之ニ參加スヘシ

第十四條 學寮生徒隊ハ御眞影隊及左ノ各隊トシ其ノ編成ハ每學年ノ

始メニ於テ生徒監之ヲ定ム

各隊ニ分隊ヲ設クルハ生徒監ノ定ムル所ニ依ル

警戒隊 第十條ニ準シ警備ノ事ヲ行フ

防火隊 第十一條ニ準シ消火及作業ヲ行フ

運搬隊 第十二條ニ準シ運搬ニ從事ス

豫備隊 第十三條ニ準シ救護及應援ニ從事ス

本部隊 本部ニ屬シ傳令通報及記録ニ從事ス

第十五條 御眞影隊ハ常置セス最先ニ奉安處ニ駈付ケタル生徒八人ヲ以テ組織ス

御眞影隊ハ制服ヲ着用シ奉安處隣室ニ於テ武装シ(内三人ハ帶劍五人ハ帶劍執銃銃ニ劍ヲ著ク)御眞影係ト協同シテ第九條ノ手配ニ就クヘシ

第十六條 各係部隊員ハ上席職員ノ指揮ニ服從シ協力動作スヘシ指揮ヲ待ツ違ナキ場合ニ於テハ各自獨斷專行スヘシ

第十七條 常備非常用具ノ名稱箇數及備付場處左ノ如シ

名稱	箇數	備付場所
唧筒及附屬品	二	表門内西部物置
水	運	車
	二	表門内西部物置

運搬車	二	表門内西部物置	マ	一箱	表門内西部物置
梯子	四	同	一箱	一箱	學寮支關脇
繩子	一	同	水運	二〇	表門内西部物置
口	二	同	同	一〇	本館小使室東
大	二	同	同	一五	學寮賄處
大	二	同	同	五	門衛所東
刺	三	同	同	五	門衛所東
又	三	同	同	四	庶務課教務課
鋸	二	同	同	二	教官室
運搬用擔架	五	同	同	二	生徒課
高張提灯及附屬品	一三	同	同	二	會計係
同	一三	同	同	一	圖書教官室
提灯	二〇	同	同	一	地質礦物教官室
同	六	同	同	一	動植物教室
蠟燭	一〇〇	同	同	一	化學教室
同	五〇	同	同	二	物理教室

運搬用ブック囊	四	圖書室	消火器	一	生徒圖書閱覽室
同	六二	學寮自第一室至第卅一室各室二箇宛	同	一	同事務室
消火器	一	本館西入口	同	一	門衛所
同	一	同東入口	同	一	柔劍道場
同	一	同階上西上口	同	一	銃器庫
同	一	同東上口	同	一	學寮巡視受付
同	二	本館受付	同	二	學寮事務室
同	六	同小使室	同	一	北寮西入口
同	一	製圖教室西入口	同	一	中寮廊下東止
同	一	動植物教室西入口	同	二	南寮階上西上口
同	一	化學教室講議室入口	同	一	中寮階上
同	一	物理教室講議室入口	同	二	北寮階上西上口
同	一	生徒控所	同	一	學寮食堂
同	一	發電所	同	一	同賄所
同	一	講堂西入口	同	一	同入浴場

銃 五 奉安所隣室
銃劍及帶革 八 奉安所隣室

井戸消火器ノ位置及
瓦斯管閉栓ヲ示ス甲圖 一 門衛所
同 乙 圖 五 庶務課、生徒課、學寮
事務室、會計係、圖書
課各一

前項ノ用具ハ非常ノ場合ノ外使用スヘカラス但シ特ニ許可ヲ受ケタル時ハ此ノ限ニ非ス

第十八條 前條用具ノ整頓ハ庶務課長ノ責任トス

毎月第一執務日ニ常備非常用具検査ヲ行フ

前項ノ検査員ハ校長之ヲ命ス

第十九條 毎學期一回若ハ臨時學寮生徒隊竝雇契約消防夫ニ本規程手配ノ演習ヲ爲サシムヘシ

第二十條 消火器ハ毎年十月末日迄ニ詰替ヲ爲シ且時々試験ヲ行ヒ使用ニ差支ナカラシムヘシ

六 校旗取扱方

第一條 校旗ハ本校ヲ代表スル標幟トス

第二條 校旗ハ儀式又ハ校外ニ於テ生徒隊行動ノ場合ニ使用ス

第三條 校旗使用ノ場合ハ其ノ都度校長之ヲ指定ス

第四條 校旗ハ庶務課長之ヲ保管シ旗手之ヲ保護ス

第五條 旗手ハ生徒中身體強健品行方正學業成績優等ナル者ヲ選ヒ校長之ヲ命ス

第六條 校旗ハ旗手ノ外之ヲ取扱フコトヲ得ス但シ非常變災ノ場合及其ノ組立ヲ解キ又ハ雨覆ヲ付シタルトキハ此ノ限ニアラス

七 卒業證書書式

氏 名

高等學校令及高等學校大學豫科學科規程ニ依リ本校第一(二)(三)部

ノ學科ヲ修メ茲ニ其業ヲ卒ヘタリ因テ之ヲ證ス

校印
年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名

印

八 直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學セシモノニ附
與スル證明書書式

校印

氏 名

文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ本校第一(二)(三)部ノ學
科ヲ修メ茲ニ其業ヲ畢ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名

印

九 直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シテ入學セシモノニ
附與スル證明書書式

校印

氏 名

文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ準據シ本校第一(二)(三)部ノ
學科ヲ修メ茲ニ其業ヲ畢ヘタリ因テ之ヲ證ス

年 月 日

第八高等學校長位勳功學位爵氏名

印

一〇 禮法及儀式ニ關スル內規

第一條 天皇陛下皇后陛下皇太子殿下名古屋御著發ノ場合ニハ其都度
奉迎奉送ス但シ名古屋御駐泊中ノ行幸行啓ニ關シテハ此ノ限ニアラ

- ス
- 第二條 天皇陛下皇后陛下名古屋驛御通過ノ場合ニハ其ノ都度奉迎奉送ス
- 第三條 皇太子殿下名古屋驛御通過ノ場合ニハ其ノ都度奉迎奉送ス但シ御微行ノ場合ニハ此ノ限ニアラス
- 第四條 前三條ノ奉迎奉送ハ場合ニ依リ總代ヲ以テ之ヲ行フコトアルヘシ
- 第五條 冬季春季夏季休業中ハ生徒隊ノ奉迎奉送ヲ略ス
- 第六條 奉迎奉送ニ關スル禮式ハ明治四十三年文部省訓令第十八號ニ依ル
- 第七條 職員生徒單獨ノ敬禮ハ普通ノ作法ニ從フ
- 第八條 左ノ場合ニハ敬禮ヲ略スルコトヲ得
- 一、 校内ニ於テ其ノ日挨拶ヲ了リタル後再ヒ出會ヒタル場合

- 二、 圖書閱覽室ニ於テ讀書中
- 三、 校外ニ於テ作業中ニシテ中止シ難キ場合
- 四、 非常變災ニ際シ禮ヲ行フ違ナキ場合
- 第九條 教室ニ於ケル敬禮ハ生徒一齊ニ起立シテ之ヲ行フ
教官生徒ノ禮ヲ受クルトキハ教壇ノ上ニ立チ第十一條第一項ノ敬禮ヲ行フトキハ教壇ヲ下ルヘシ
- 第十條 生徒ハ授業ノ終始ニ於テ教官ニ對シ敬禮スヘシ
教室内ニ於ケル生徒ノ發言應答ハ起立シテ行フヲ禮トス
- 第十一條 授業中教室ニ來賓アルトキハ生徒ハ教官ノ指示ニ從ヒ敬禮スヘシ此ノ場合ニハ豫メ教官ニ通達シ又ハ校長之ヲ先導ス
前項以外ノ參觀人ニ對シテハ教官ノミ敬禮ヲ交換ス
實驗室製圖室ニ於テハ第一項ノ敬禮ヲ略スルコトヲ得
- 第十二條 儀式中ノ敬禮ハ指揮者ノ合圖ニ依ル

第十三條 左ノ場合ニハ合圖ヲ待タス直ニ起立シテ姿勢ヲ正スヘシ

一、君ケ代奏樂ノ場合

二、勅語又ハ詔書奉讀ノ場合

第十四條 生徒隊及武裝シタル生徒ノ敬禮ハ陸軍禮式ヲ準用ス

軍旗ニ對シテハ生徒單獨ノ場合ニモ禮ヲ行フヘシ

第十五條 武術ノ稽古及試合並運動競技ヲ爲ス場合ニハ各其道ノ作法

ニ依リ敬禮ヲ行フヘシ

第十六條 校内定例ノ儀式ヲ拜賀式宣誓式入學式卒業式就任式及送別

式トス

第十七條 拜賀式ハ天長節祝日一月一日及紀元節ニ之ヲ行フ

第十八條 宣誓式及入學式ハ學年ノ初ニ之ヲ行フ

第十九條 卒業式ハ生徒卒業ノ時之ヲ行フ

第二十條 就任式送別式ハ校長又ハ教官ノ新任、轉任、離任、外國留學、外國

派遣又ハ歸朝ノ場合ニ之ヲ行フ

第二十一條 拜賀式及卒業式ニハ御影ヲ奉掲ス

御影奉掲ノ位置ハ向ツテ左ヲ上トス

第二十二條 勅語ハ式場ニ奉置シ謄本ニ就キ奉讀ス

第二十三條 儀式ノ次第ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七 教科用書目

一 年	二部 甲乙丙	瀧川編 纂標孟子集註 瀧川編 標註宋元文鈔	Typical Selections from Twelve authors. Twelve Humorous Readings from Mark Twain. 平田編 Speeches and Addresses by Contemporary Statesmen. Doyle: The Green Flag.	第一高等學校編 獨逸語學楷梯 第六高等學校編 改正獨逸讀本一 小島編 獨逸新讀本 Otto: Elementary German Grammar. (甲=限*) 大村 山口 谷口編 獨逸文法教科書 前後編 (乙丙=限*)				菊池編 Analytical Geometry.			久保田著 高等立體圖學		
	三部	瀧川編 纂標語集註 島田 安井編 增訂高等漢文 卷三	Mulock: John Halifax, Gentleman. Hamerton: Intellectual Life. Doyle: The Captain of the Pole Star.	第一高等學校編 獨逸語學楷梯 第六高等學校編 改正獨逸讀本一 澤井編 Praktische Einführung in die Deutsche Sprache. 小島編 獨逸新讀本 Goldschmidt: Bildertafeln für den Unterricht im Deutschen.						本校編 植物分科檢索表			
第 二 年	一部甲乙	林野松井校定 大鏡 中卷 下卷 鈴木弘基增訂 枕草紙春曙抄(洋裝) 國文叢書 源氏物語 下卷 瀧川編 纂標孟子集註 瀧川編 標註戰國策左氏傳鈔	本校編 Helps; Essays. Cowper: Letters. Stevenson: New Arabian Nights. Washington's Farewell Address and Webster's First Bunker Hill Monument Oration and other Patriotic Selections.	澤井編 Moderne Erzählungen. Hauff: Lichtenstein. Schiller: Gustav Adolf in Deutschland. Stern: Geschichte von deutschen Städten.	Myers: General History. Putzger: Historischer Schul-Atlas.	Titchener: A Primer of Psychology.							
	一部丙	同上	Stevenson: New Arabian Nights. 本校編 Macaulay: Milton.	澤井編 Moderne Erzählungen. Freytag: Aus dem Staat Friedrichs des Grossen. Freytag: Journalisten. Scheffel: Eckehardt. Wildenbruch: Neid. Stern: Geschichte von deutschen Städten. Heine: Die Harzreise. Freytag: Soll und Haben. Pichon-Sättler: Deutsches Leben.	同上	同上							
第 三 年	二部 甲乙丙		Blackie: Self-Culture. Anstey: Vice Versa. Conrad: Typhoon. 岡田編 Select Orations.	澤井編 Moderne Erzählungen. Wildenbruch: Das Edle Blut. Stern: Geschichte von Deutschen Städten.			菊池編 Analytical Geometry. Williamson: Differential Calculus.	W. Watson: Intermediate. Physics.		久保田著 高等立體圖學			
	三部		Spencer: Education. Mark Twain: Innocents Abroad.	Kleist: Michael Kohlhaas. Schiller: Gustav Adolf in Deutschland. Freytag: Aus dem Staat Friedrichs des Grossen. Heine: Die Harzreise. Pichon-Sättler: Deutsches Leben. André-Hoffmann: Kleine Sagenkunde. 青木編 Blütenlese moderner Novellen. I. II.				同上	第六高等學校編 動物實習手引				
第 三 年	一部甲乙	國文叢書 源氏物語 上卷 和歌叢書 萬葉集卷解 上卷 瀧川編 三體古事記 本校編 韓非子荀子鈔 瀧川編 標註韓管莊列鈔	Dickens: David Copperfield. Palgrave: Golden Treasury. IV. De Quincy: The English Mailcoach and Jean of Arc. Huxley: Essays Ethical and Political. Terry: The First Principles of Law. (甲=限*) Scott: Marnion. (乙=限*)	Heine: Die Harzreise. 成瀬編 Moderne Essais und Beschreibungen. I. II. Grüber: Einführungen in die Rechtswissenschaft.	同上	Grüber: Einführung in die Rechtswissenschaft.	Cossa: Die Ersten Elemente der Wirtschaftslehre. (乙=限*)				Cook: Shorter Latin Course. I. II. (隨意) (甲=限*)		
	一部丙	同上	Carlyle: Heroes and Hero-worship. Ruskin: Sesame and Lilies. George Eliot: Silas Marner.	Gareis: Encyklopädie und Methodologie der Rechtswissenschaft. 澤井編 Moderne Reden und Essais. Freytag: Soll und Haben. 片山編 Moderne Aufsätze. Goethe: Tasso.	同上	Gareis: Encyklopädie und Methodologie der Rechtswissenschaft.					同上 (隨意)		
第 三 年	二部甲乙		Jerome: Idle Thoughts of an Idle Fellow. Selections from Newman.	本校編 Moderne Leseproben. 丸山編 Auswahl Deutscher Prosa und Poesie.			Williamson: Differential Calculus. Williamson: Integral Calculus.	同上 本校編 Mineralogy.	第六高等學校編 動物實習手引 (乙=限*) 本校編 植物分科檢索表 (乙=限*)	D. A. Law: Machine Drawing and Design.(參考書)	君島著 測量學	同上 (隨意) (乙=限*)	
	三部		Carlyle: Essay on Burns. Lamb: Essays of Elia. Ruskin: Unto This Last.	澤井編 Moderne Reden und Essais. Prenn: Journalistic German. Kleist: Der Zerbrochene Krug. 成瀬編 Moderne Essais und Beschreibungen. III. IV.					N. Herz: Lehrbuch der Physik.			同上	

第八職員

大正四年十二月二日調

校長

文學士 大島 義脩 東京

修身科

修身

教授文學士 橋本 捨次郎 滋賀

主任、修身

教授文學士 芝田 徹心 三重

修身

教授文學士 藤塚 鄰宮城

第一文學科

法學通論、經濟通論

教授 中村 健一郎 三重

論理、心理

教授文學士 芝田 徹心 前出

主任、歷史

教授文學士 今井 貞臣 京都

法學通論

講師法學士 澤田 竹治郎 岐阜

第二文學科

主任、國語

教授文學士 山內 二郎 東京

職員

漢文

同

第一語學科

主任、英語

英語

同

外國出張中

英語

同

獨語

第二語學科

同

教授文學士 藤塚 鄰 前出

教授 松本 亦一 佐賀

教授文學士 小松原隆二 岡山

教授 赤井直吉 京都

教授文學士 中川芳太郎 愛知

教授文學士 岡部次郎 大分

教授 原田治郎 山口

教授文學士 澤村寅二郎 京都

講師 ハーベール、デー、リーランド 米國

教授 澤井要一 東京

教授 中村健一郎 前出

主任、獨語

獨語

羅旬語

獨語

同

同

同

同

同

第一理學科

主任、物理

數學

化學

教授文學士 櫻井政隆 新潟

教授文學士 原弘毅 廣島

教授文學士 中川芳太郎 前出

教授文學士 近澤道元 岐阜

教授文學士 増田甚治郎 三重

教授文學士 辻善定 岐阜

教授文學士 内藤匡 奈良

講師 ヘルマン、ヘルフリツチエ 獨國

講師 エドワード、アルチユム、ベラリウム、マギステル 獨國

教授理學士 柏木好三郎 東京

教授理學士 中野靜長 野

教授理學士 伊川浩藏 奈良

物理

教授理學士 林 守 一 福井

數學

教授理學士 竹 內 端 三 東京

同

教授理學士 下 田 卯 市 東京

化學

教授理學士 久 保 田 勉 之 助 千葉

第二理學科

主任、動物、植物

教授理學士 大 賀 一 郎 岡山

地質、礦物

教授理學士 河 村 信 一 京都

第三理學科

主任、圖畫、測量

教授工學士 今 澤 行 雄 愛知

圖 畫

講師工學士 近 藤 政 太 郎 京都

休 職

助教授 溝 口 好 忠 愛知

體 操 科

主任、體操

講師陸軍歩兵中佐 田 中 温 之 愛知

體 操

講師陸軍歩兵少佐 四 本 乙 熊 鹿兒島

同

講師陸軍歩兵少尉 山 本 誠 三 山口

同

講師陸軍歩兵特務曹長 稻 垣 善 太 郎 愛知

同

講師陸軍歩兵特務曹長 吉 田 榮 治 愛知

柔道師範

宇 古 則 一 京都

劍道師範

日 比 野 賢 吉 愛知

弓道師範

鈴 木 春 次 愛知

生 徒 課

課長、生徒監

教 授 橋 本 捨 次 郎 前 出

勤務、生徒監

教 授 赤 井 直 吉 前 出

勤務、生徒監

教 授 中 野 靜 前 出

勤務
同
兼勤
勤務
課長
動物植物教室兼勤
勤務
動物植物教室勤務
勤務
物理教室勤務
物理教室勤務
化學教室勤務

教務課

講師 山本誠三 前出
講師 稻垣善太郎 前出
書記 土井禮愛知
蟹江重次郎 愛知
教授 芝田徹心 前出
書記 土井禮前出
市川光一 東京
平井靜夫 愛知
福島増雄 愛知
福井初二 奈良
清水豊三郎 香川
植田一 奈良

地質礦物教室勤務
動物植物教室勤務

圖書課

課長
勤務
同

雇 淺野義久 愛知
雇 永田岩吉 愛知
教授 小松原隆二 前出
書記 田中重雄 愛知
近藤孟愛知

庶務課

課長
庶務係勤務
勤務
會計主任
會計係勤務
同

教授 中村健一郎 前出
講師 吉田榮治 前出
書記 土井禮前出
書記 山本清一郎 靜岡
書記 淺田央吉 三重
雇 加藤貞助 靜岡

同 履 河野喜一 靜岡
 庶務係兼勤 履 蟹江重次郎 前出

同 學校醫 醫學士 小倉金作 愛知
 同 橫井芳三郎 愛知

第九前職員

前官職 轉退年月 摘要

學 校 醫	明 治 四 三 九	解 屬	片 田 武 揚 愛 知
助 教 授	同 四 四 八	轉 任	足 立 藤 一 愛 知
教 授	同 四 四 九	轉 任	藤 井 乙 男 兵 庫
講 師	同 四 四 一 二	解 屬	久 米 德 太 郎 茨 城
講 師	同 四 五 五	解 屬	宇 野 捨 二 福 井
講 師	大 正 元 一 二	解 屬	森 信 齋 岐 阜
講 師 補 助	同 二 一	解 屬	伊 藤 禮 一 廣 島
弓 道 名 譽 師 範	同 二 三	解 屬	山 田 一 郎 島 根
教 授	同 二 六	轉 任	立 入 春 太 郎 三 重
教 授	同 二 八	轉 任	丸 山 環 滋 賀
前 職 員		轉 任	渡 邊 孫 一 郎 栃 木

講師	講師	講師	助教	助教	助教	助教	助教	助教	助教	備教	講師	講師
補助	師	師	授	授	授	師	授	授	授	師	師	師
同	同	同、四、七	同	同、四、四	同、三、二	同、三、二	同、三、九	同、三、八	同、三、七	同、三、四	同	同、三、三
解囑	解囑	解囑	轉任	轉任	退官	解約	轉任	轉任	轉任	解約	解囑	解囑
		文學士		工學士	文學士	文學士	文學士	理學士	文學士		同	工學士
		立山	下郷	渡邊	山縣	伊藤	小野寺	江口	石倉	大串	室賀	室賀
農澤	立山	繁三郎	秀幸	愷介	兼一	精一郎	元太郎	小三郎	太郎	榮太郎	德次郎	德次郎
繁治	林平	愛知	幸愛	山口	一鳥	千葉	佐賀	東京	東京	佐賀	東京	東京
奈良	秋田					英國						

第十生徒

大正四年九月三十日調

一生徒氏名

第三年

第一部甲乙 (三十人)

○學年成績順、分界點ノ間ハ同成績五十音順
 △特待生、ハ特別入學
 △ハ出身學校名略稱、下段ハ本籍府縣名

東京第一〇川島傳三 (三重)	東京第四荒井靜雄 (新潟)	愛知第一富田弘光 (愛知)
愛知第一久松潛一 (愛知)	甲府有泉茂夫 (山梨)	栃木山田廣治 (秋田)
愛知第一近藤茂美 (三重)	廣島高師大林旻 (愛知)	大垣林恪 (岐阜)
愛知第二平岩新松 (愛知)	明倫川邊完道 (愛知)	東京佐藤傳平 (静岡)
天王寺中島信一 (滋賀)	愛知第一祖父江光雄 (愛知)	福山世良富之助 (廣島)
東濃中山輔親 (東京)	愛知第一村瀬庸二 (愛知)	長野武井長治 (長野)
明倫坂 (愛知)	眞宗京都阿部現亮 (京都)	第一神戶長尾敏次郎 (兵庫)
愛知第五淺野泰造 (愛知)	愛知第三淺見雅樂男 (愛知)	大多喜藤平捨次郎 (千葉)
	東京第一小林英雄 (東京)	三重第二小坂軍太 (三重)
	東京高師鈴木莊一 (愛知)	鹿島高野貞一郎 (新潟)

生徒氏名第三年

生徒氏名(第三年)

第一部丙 (二十三人)

愛知第四〇鈴木亨市 (愛知)	愛知第五田中直方 (兵庫)	明倫鈴木一雄 (愛知)
愛知第一福岡由一 (愛知)	長野岩男忍 (長野)	新莊長井利雄 (山形)
甲府小田切恒次郎 (山梨)	日川窪田武至 (山梨)	掛川原川惇平 (静岡)
愛知第三服部久三郎 (愛知)	水戸福田忠忠 (茨城)	麻布兵藤正泰 (東京)
市岡坂野信夫 (愛知)	學習院毛利高亮 (東京)	日本鶴見金治 (岐阜)
慶應鷺山半之助 (東京)	芝岡本正武 (東京)	早稻田吉永廣衛 (東京)
熊谷石坂方平 (埼玉)	麻布荻原三郎 (群馬)	
愛知第一川口彌之助 (愛知)	静岡岡鈴木英次 (静岡)	
第二部甲一 (三十三人)		
名古屋〇日下部鉦次郎 (愛知)	愛知第二勝田兼重 (愛知)	成東糸久徹 (千葉)
曉星栗野義六郎 (福岡)	岐阜阜仙石甲三 (岐阜)	愛知第一上野義雄 (愛知)
山形丹羽周夫 (愛知)	龍ヶ崎高橋秀信 (茨城)	京華坪井環 (東京)
東京第一馬場榮夫 (東京)	明倫六鹿傳治郎 (愛知)	東京第四豊原彰 (東京)
	畝傍米田正太郎 (奈良)	三豊松岡亨 (香川)

一四六

生徒氏名(第三年)

第二部甲二 (三十三人)

諏訪〇原賢朗 (長野)	高知第一池田俊雄 (高知)	埼玉古田信夫 (和歌山)
濱松鈴木繁治 (静岡)	高知第一弘田實禱 (高知)	青山堀貫二 (山形)
長野野安西太男 (長野)	愛知第五高橋惟康 (愛知)	龍ヶ崎安藤五郎 (茨城)
佐賀賀岡島明 (三重)	愛知第二鷹部屋福平 (愛知)	神奈川第一岩崎憲吾 (神奈川)
大垣高田實 (岐阜)	開城藤澤威雄 (東京)	濱松内山鍊平 (静岡)
日木田中衛 (愛知)	粕壁大鷹祥之 (埼玉)	諏訪小平長兄 (長野)
東京第四坂駒雄 (東京)	明倫樋口操 (滋賀)	愛知第二關小五郎 (京都)
姫路荒木鶴雄 (兵庫)	高田華神谷實 (東京)	東濃平田勝郎 (岐阜)
	高田中六之助 (新潟)	姫路松木正幸 (大分)
		(席次未定)

一四七

生徒氏名(第三年)

東京第四 足立邦彦 (東京) 前橋今井頼次郎 (群馬) 愛知第一 若井 翁 (愛知)

日本 伊藤淳次郎 (静岡) 愛知第一 大谷武一 (兵庫)

米澤池田省三 (山形) 高田倉石文三郎 (新潟)

第二部乙 (三十一人)

栃木の場頼哉 (京都) 高田野口敬身 (新潟) 東京第一 村田重夫 (東京)

三重第四 河合秀夫 (三重) 東北森 勝治 (宮城) 東京第四 用瀬盛三 (東京)

愛知第二 後藤嘉夫 (徳島) 岩國裕 昇 (山口) 愛知第一 吉田嶋介 (愛知)

諏訪 篠遠喜人 (長野) 明倫三浦量平 (静岡) (席次未定)

前橋 住谷直作 (群馬) 鹿島古賀松三 (佐賀) 學習院 阿部正直 (東京)

愛知第二 寺田正一 (愛知) 神奈川第一 久野百千 (愛知) 松本熊谷義一 (長野)

愛知第一 中村松次郎 (愛知) 天王寺 栗原 務 (宮崎) 麻布 栗原國雄 (三重)

松江 西田敬三 (島根) 東京第一 重宗亮一 (東京) 廣島 清水政太郎 (大阪)

静岡 岡牧田農夫男 (静岡) 杵築 高崎完識 (島根) 熊谷 吉田宗雄 (埼玉)

東京高師 吉松駿一 (東京) 明倫 堀尾正朔 (愛知)

三重第一 芝原隆太郎 (三重)

第三部 (四十四人)

一四八

生徒氏名(第二年)

第二年

第一部甲乙 (三十三人)

葦山 横山茂樹 (静岡) 熊谷福島修一 (埼玉) 明倫 吉村郁三 (岐阜)

三重第四 稻野宇憲 (三重) 小野坂田教逸 (兵庫) 東濃 渡邊清一 (岐阜)

愛知第二 梅村 魁 (三重) 脇町寺田逸人 (徳島) 沼津 大出俊夫 (栃木)

姫路 北野政次 (兵庫) 杵築 中尾六三郎 (島根) 松本 大澤 達 (長野)

水戸 福田 保 (茨城) 長野 中澤 録郎 (長野) 愛知第二 赤堀清治 (愛知)

曉星 大山西一 (鹿兒島) 愛知第一 上井敬三 (愛知) 神奈川第二 秋澤國美 (神奈川)

大垣 河村三郎 (岐阜) 第一神戶 加藤 脩 (兵庫) 三重第一 渥美傳作 (三重)

新宮 鈴木次男 (和歌山) 東京高師 小池正朝 (東京) 京華 磯 日出郎 (栃木)

明倫 中野一男 (愛知) 甲府 齋藤 潔 (山梨) 千葉 郷野基雄 (愛媛)

明倫 倫二村 寛 (愛知) 三重第二 嵯峨芳夫 (三重) 東京第一 長谷川 不二郎 (東京)

岐阜 卓松尾助吉 (岐阜) 千葉 筒井 徳光 (三重) 諏訪 武藤久平 (長野)

東京學院 矢田城太郎 (大阪) 郡山 西川 敏彦 (愛知) 諏訪 武藤久平 (長野)

大垣 川井左京 (岐阜) 小野 西村 貞 (兵庫) 東京第四 谷 貞信 (東京)

諏訪 北原市作 (長野) 太田 堀口 操 (群馬) 正則 室 義 (和歌山)

東京第三 森田春雄 (東京)

一四九

開成○篠原小平 (長野)	愛知第一 關澤明 (青森)	愛知第一 大留秀夫 (愛知)	明倫河邊謙譽 (愛知)
愛知第一 波多野鼎 (愛知)	甲府第五 落合利致 (愛知)	愛知第一 藏內生 (岡山)	愛知第一 藏內生 (岡山)
三重第二 三輪嘉一郎 (三重)	第二神戶 神田禎二郎 (兵庫)	明倫田中耕二 (愛知)	
曹洞第三 三輪道光 (愛知)	麻布久米邦武 (三重)	愛知第五 熊澤五六 (愛知)	
曹洞第三 加藤常賢 (愛知)	德義久島午郎 (和歌山)	高知第一 德弘秀 (高知)	
飯田上平猷雄 (長野)	姫路兒島文雄 (兵庫)	掛川市川年房 (静岡)	
和歌山北代重一 (高知)	岐阜近藤鏗爾 (岐阜)	愛知第五 山本三郎 (愛知)	
諏訪中西武夫 (北海道)	曹洞第一 靈田壽雄 (静岡)	花園酒井泰賢 (愛知)	
福井三輪義明 (熊本)	金光堀井義治 (愛知)	松山向井盛義 (愛媛)	
京都第四 宮原増次 (大阪)	靜岡狩野榮一 (静岡)	愛知第三 細野三千雄 (愛知)	
菫山望月伸 (山梨)	甲府秋山賢藏 (山梨)	長野鹽原時三郎 (長野)	
三重第一○阿坂久雄 (三重)	神奈川第三大島修 (神奈川)	長野野原早川元 (長野)	
彦根鹿苑慈教 (滋賀)	豐岡木崎爲之 (兵庫)	千葉福中儀勝 (兵庫)	
愛知第四 近藤源治 (愛知)	和歌山中井利裕 (和歌山)		

第一部丙 (三十九人)

豐岡兒島健爾 (兵庫)	大垣石原貞三 (岐阜)	開成上林一枝 (東京)
甲府下山英種 (兵庫)	第一神戶 祖父江始 (愛知)	郁文館鹿山覺造 (埼玉)
堺杉村弘憲 (大阪)	名古屋高島志容 (愛知)	土浦高瀬誠一郎 (茨城)
富山長谷川敏郎 (静岡)	京都第四 的場二郎 (京都)	芝寶田通元 (東京)
岐阜早川浩 (岐阜)	廣島栗屋秀夫 (廣島)	高知第一 隅田正夫 (高知)
小坂藤戸翼 (佐賀)	芝坂本孫四郎 (埼玉)	田邊田端豊 (和歌山)
東海吉田義成 (愛知)	廣島島上代二雄 (島根)	福井瀧澤豊雄 (長野)
第二神戶 吉田六郎 (山口)	明倫竹内惠太郎 (愛知)	麻布立松靖 (東京)
東京第四 井田憲次 (東京)	愛知第一 林録三郎 (愛知)	長野野澤重雄 (山形)
撫養○近藤市郎 (徳島)		姫路三宅俊造 (兵庫)
市岡猪熊清 (鳥根)	愛知第一 伊東章 (愛知)	岐阜阜高橋英一 (岐阜)
飯田加納平四郎 (長野)	東濃千藤三千造 (岐阜)	粉河西風重康 (和歌山)
長野小柳勝藏 (長野)	豆陽井口定雄 (静岡)	北野三輪元 (大阪)
濱松新村唯治 (静岡)	三重第四 大橋二郎 (三重)	天王寺安田秀夫 (京都)
水戸畑時秀 (茨城)	學習院小出芳樹 (三重)	愛知第一 池田三郎 (愛知)
浦和船津良之助 (埼玉)	厚木齋藤龜之助 (神奈川)	廣島高師勝沼海三 (新潟)

第二部甲一 (三十五人)

高知第二 楠 瀨 其 夫 (高知)
 愛知第一 近 藤 繁 博 (愛知)
 海 城 中 村 重 訓 (愛知)
 姫 路 日 岡 長 明 (兵庫)
 麻 布 成 瀨 正 二 (香川)
 千 葉 里 村 伸 二 (福岡)
 岐 阜 坪 内 亮 造 (岐阜)
 第一橫濱 中 山 廣 吉 (神奈川)
 堺 藤 田 龍 吉 (大阪)
 札 幌 撫 養 三 九 馬 (德島)
 一ノ關 六 角 兵 吉 (岩手)
 靜 岡 井 上 正 夫 (静岡)
 三重第一 國 府 泰 三 (三重)
 愛知第四 鈴 木 樸 一 (愛知)
 三 次 伊 達 豊 (廣島)
 △ 方 家 燿 (支那)

第二部甲二 (三十九人)

高知第一〇中 澤 堅 治 (高知)
 麻 布 久 野 五 十 男 (愛知)
 和 歌 山 隈 部 一 雄 (東京)
 柏 崎 西 須 實 (新潟)
 三重第一 福 永 登 (大阪)
 洲 本 楠 瀨 康 雄 (東京)
 修 猷 館 古 井 育 吉 (岐阜)
 高 田 市 川 良 正 (新潟)
 三重第二 稻 葉 晃 (愛知)
 成 城 岡 崎 直 喜 (高知)
 高知第一 坂 本 要 (高知)
 松 本 青 柳 晴 (長野)
 岐 阜 川 島 親 生 (岐阜)
 太 田 坂 本 鎮 雄 (群馬)
 愛知第一 杉 村 貞 雄 (三重)
 第一神戶 矢 島 濟 (岐阜)
 三重第四 油 田 義 郎 (三重)
 明 倫 伊 藤 喜 郎 (愛知)
 安 積 小 濱 整 治 (福島)
 莊 内 小 松 原 久 治 (山形)
 芝 山 本 伊 得 雄 (東京)
 愛知第五 尾 崎 義 一 (福井)
 佐 野 關 口 英 二 (栃木)
 丸 龜 中 村 亮 三 (香川)
 高 岡 橫 山 一 男 (福井)
 廣 島 渡 邊 直 行 (愛媛)
 姫 路 小 澤 善 次 郎 (兵庫)
 △ 轟 増 能 (支那)

松 江 伊 藤 忠 秀 (鳥根)
 攻 玉 社 岩 重 三 郎 (東京)
 東京第四 近 藤 惠 (香川)
 東京第一 三 宅 忠 夫 (岡山)
 甲 府 〇 白 石 早 出 雄 (鹿兒島)
 三重第一〇中 村 賢 太 郎 (三重)
 曉 星 齋 藤 道 雄 (東京)
 德 義 杉 山 真 一 (和歌山)
 愛知第一 椎 尾 詞 (愛知)
 愛知第一 河 合 萬 龜 雄 (愛知)
 廣 島 植 木 甲 午 (廣島)
 栃 木 大 栗 實 (栃木)
 愛知第五 久 田 勝 次 郎 (愛知)
 大 垣 林 俊 輝 (岐阜)
 諏 訪 溝 口 三 郎 (長野)
 東京第四 余 川 真 之 助 (富山)
 北 野 劉 四 朗 (京都)
 愛知第一 石 井 清 彦 (愛知)
 郡 山 片 山 茂 美 (福岡)
 愛知第一 川 村 愷 (三重)
 橫 須 賀 野 村 正 雄 (神奈川)
 京都第二 森 島 三 郎 (京都)
 北 野 山 崎 更 一 (兵庫)
 高 梁 中 原 重 樹 (岡山)
 東 北 田 口 織 之 助 (秋田)
 東京第一 淵 川 銀 次 (東京)
 廣 島 水 山 祐 定 (廣島)
 △ 李 紹 綱 (支那)
 愛知第一 鶴 飼 貞 二 (愛知)
 △ 何 品 良 (支那)
 △ 顧 復 一 (支那)
 開 成 田 代 修 一 (静岡)
 △ 沈 鼎 (支那)
 葦 山 六 所 文 三 (静岡)
 豊 岡 米 田 喜 一 郎 (兵庫)
 (席次未定)
 明 倫 大 谷 文 昭 (愛知)
 成 城 金 兒 文 夫 (三重)
 神奈川第一 増 田 茂 夫 (神奈川)
 柏 原 宮 本 勇 (兵庫)
 開 成 横 山 信 二 (福井)

第二部乙丙 (三十二人)

第三部 (四十人)

三重第一	櫻井英一 (三重)	浦和	和秋谷 實 (埼玉)	明善	大山籍次郎 (福岡)
川越	新井敏郎 (群馬)	靜岡	伊澤浩 (静岡)	第一神戶	加古齊 (兵庫)
日本	岩井孝義 (滋賀)	岐阜	岩淵清 (東京)	德島	岸野正雄 (德島)
脇野	猪口貞治 (德島)	前橋	太原均 (群馬)	東京	小室乙次 (茨城)
郡山	上田萬左衛門 (奈良)	千葉	杉野耕平 (愛知)	土浦	坂本征夫 (茨城)
愛知第三	瀧川源陸 (愛知)	豊浦	山本 玄 (山口)	廣島高師	正田盛雄 (兵庫)
松江	長岡德太郎 (島根)	中津	今津綱幹 (大分)	津山	佐々克己 (岡山)
芝山	伏島直次 (東京)	北野	加藤規一 (三重)	明倫	多田克己 (栃木)
富山	藤井尚久 (富山)	太田	小林康司 (群馬)	愛知第一	吉田憲臣 (愛知)
東京高師	横倉誠次郎 (東京)	東濃	田口宅助 (岐阜)	甲府	若尾隣平 (山梨)
彦根	井關 弘 (滋賀)	開成	高橋信吉 (愛媛)	岐阜	大野鈴七 (岐阜)
德義	垣内善八 (和歌山)	富岡	今川卓治 (群馬)		
神奈川第一	鈴木庸一 (静岡)	第一横濱	杉田 隼人 (東京)		
靜岡	大刀川茂雄 (静岡)				
熊谷	弘中 進 (山口)				

第一年

生徒氏名(第一年)

一五四

第一部甲乙 (四十七人)

愛知第五	安藤義雄 (愛知)	愛知第一	菅野紀元次 (福島)	前橋	南雲次雄 (群馬)
愛知第一	伊藤忠孝 (愛知)	正則	北川新之助 (三重)	錦城	野々村 富士男 (島根)
京都第四	伊藤政昭 (愛知)	開成	佐野朔郎 (愛知)	膳所	橋本 巖 (滋賀)
愛知第一	石黒信一 (愛知)	正則	佐藤静雄 (東京)	廣島	秦 順七 (廣島)
明倫	飯利五郎 (新潟)	早稻田	佐藤正守 (東京)	兵庫第一	蜂谷健九郎 (岡山)
東京高師	尾越鶴人 (東京)	京北	齋藤重雄 (東京)	愛知第四	木間徹彌 (東京)
三重第一	岡田達三郎 (三重)	東京高師	酒井清 (山形)	愛知第五	水田左衛門 (愛知)
畝傍	岡橋治祐 (奈良)	愛知第五	白石光治郎 (愛知)	岐阜	村瀬勝藏 (岐阜)
岐阜	萩原勉 (山梨)	東京高師	田代達也 (福岡)	東京第一	森田悦雄 (愛知)
大垣	奥野彦六郎 (岐阜)	愛知第一	棚木 剛 (東京)	京華	八代龍夫 (東京)
愛知第五	片岡彦一 (愛知)	名古屋	名村秀一 (三重)	愛知第三	山内七郎 (愛知)
愛知第四	鑄木敬三 (愛知)	大垣	中島俊司 (岐阜)	愛知第五	横光尚秀 (愛知)
愛知第一	神谷小一 (愛知)	早稻田	永井正恒 (長野)	愛知第一	吉川卯吉 (愛知)
愛知第四	神田太一 (愛知)	明倫	倫永平 (愛知)	△羅超	彦 (支那)

第一部丙 (三十九人)

高田	安藤 弘 (新潟)	鳥取	石谷武雄 (鳥取)	東海	浦野三好 (愛知)
----	-----------	----	-----------	----	-----------

生徒氏名(第一年)

一五五

順音十五定未次席

明倫浦部武夫(山口)	豐山小柴武(千葉)	愛知第五日比野俊信(東京)
愛知第四岡本修助(愛知)	麻布福井弘一(東京)	前橋藤井經雄(群馬)
愛知第一泉村國雄(愛知)	今宮坂本亮(岡山)	愛知第五藤田次生(愛知)
豐岡大江保直(兵庫)	愛知第五繁澤三野(岐阜)	柏原藤田尙一(兵庫)
札幌太田雄次郎(北海道)	明倫柴山博(愛知)	愛知第五堀内三郎(愛知)
愛知第一川島善吉(愛知)	臺北田代彦二(神奈川)	麻布松山庄七郎(東京)
開成川原一耶(東京)	愛知第五種野文雄(北海道)	三重第二森三郎(三重)
愛知第一河原直春(岐阜)	東京第四津久井茂苞(兵庫)	愛知第一柳生包治(愛知)
東京第四木本宏房(奈良)	都文館德永義景(岐阜)	千葉安村重策(新潟)
愛知第一北川忠之(滋賀)	高知第一中澤好英(高知)	大垣波邊亮一(岐阜)
三重第二熊澤恪耶(三重)	宇都宮永井勻(静岡)	△潘荒(支那)
三重第二黒川富作(三重)	野澤倉山唯範(東京)	東京第一鳥谷部愷(岩手)
山形荒賀直彦(東京)	東京第一大塚肇(東京)	東京第四小林隆徳(廣島)
第二神戶伊川貫治郎(兵庫)	麻布加藤健吉(岐阜)	彦根澁谷重雄(岐阜)
愛知第五伊藤盛(愛知)	明倫片岡威揚(廣島)	麻布鳴野貞三(東京)
粕壁石井潔(埼玉)	靜岡勝呂正吾(静岡)	明倫谷口廣三(愛知)
東京第一入江爲常(京都)	三重第一川合省三(三重)	北野坪井秋朔(岐阜)
名古屋小川英一(徳島)	愛知第五富田久三郎(愛知)	東京第一島谷部愷(岩手)
日本岡本義太郎(三重)		

生徒氏名(第二年)

第二部甲一 (四十人)

順音十五定未次席

愛知第一丹羽陽(愛知)	和歌山細川右内(和歌山)	粉河山本信行(和歌山)
新宮畑中虎三(三重)	膳所堀省一朗(滋賀)	明倫吉田薰(愛知)
東濃林祐治(岐阜)	東京高師町田四郎(茨城)	八尾渡邊孝正(三重)
厚木比企野繁三(神奈川)	粉河森脇英一(和歌山)	△江鐵(支那)
堺蛭田正男(大阪)	太田安樂岡清造(群馬)	△李仲拍(支那)
堺藤田静太郎(大阪)	開成山極二郎(東京)	
有恒學舎古川完治(新潟)	札幌山田隆(北海道)	
愛知第一甘利義之(福井)	東京第一金子欽(東京)	明倫富樫建造(大阪)
東京第一栗谷東一(山口)	畝傍上浪蕙(奈良)	京華永田愈郎(東京)
開成伊藤金吾(東京)	仙臺第一神谷荅(愛知)	榛原成島秀(静岡)
東海伊藤現光(愛知)	田邊栗山周次郎(和歌山)	愛知第三野垣寛明(愛知)
愛知第五磯部光雄(愛知)	姫路兒島俊雄(兵庫)	安房原恒二(千葉)
愛知第二岩槻善之(愛知)	京華佐々木恒吉(東京)	厚木平木五郎(神奈川)
學習院岡崎泰光(東京)	靜岡嶋崎保祐(静岡)	大成福田慎一(愛知)
岐阜卓奥村六郎(岐阜)	榛原鈴木宇太郎(静岡)	順天藤田守太郎(愛知)
靜岡大石主計(静岡)	今宮鈴木茂哉(秋田)	愛知第一船橋正信(愛知)
眞岡加藤英男(栃木)	三重第一田中敬吉(鳥取)	葦山堀江鐵男(静岡)
東京第四加賀山一(福井)	三重第三田中文吉(三重)	上田松山亨(長野)
東京高師門井保常(東京)	上田戸祭圭太郎(長野)	浦和三宅第一郎(埼玉)

第二部甲二 (四十人)

生徒氏名(第一年)

愛知第三 水谷新一 (愛知) 愛知第一 山内慶一 (愛知)
明倫 安田篤治 (愛知) 富山 渡瀬常吉 (富山)

第二部乙丙 (四十二人)

廣島高師 相原三木夫 (廣島) 大分 清原 金 (大分)
今宮 秋岡武次郎 (大阪) 明倫 小泉 清 (愛知)
天城 青井 勤 (岡山) 愛知第一 近藤 龍 (愛知)
川越 安西秀三郎 (東京) 横手 佐々木清綱 (秋田)
三次 伊藤 一雄 (廣島) 東京第一 志賀富士男 (東京)
愛知第五 伊藤 莖 (愛知) 豊津 多久英三 (佐賀)
愛知第一 石井時彦 (愛知) 三重第一 田中 進 (三重)
麻布 石黒 宰三 (新潟) 姫路 竹田文三 (兵庫)
大垣 稻川次郎 (岐阜) 愛知第一 立松 一郎 (愛知)
愛知第一 岩田武司 (愛知) 濱田 依實三郎 (島根)
愛知第一 江尻邦之助 (愛知) 岐阜 津屋水涯 (岐阜)
東京第三 小幡武郎 (東京) 和歌山 百々安興 (高知)
第一神戶 加藤忍平 (東京) 浦和 名古屋 喜代藏 (埼玉)
東京第三 柿沼三郎 (東京) 東京第三 中山 久 (東京)

第三部 (四十六人)

葦山 秋廣重治 (東京) 新潟 金子義晃 (新潟)
明倫 安藤國雄 (愛知) 厚木 壁島美明 (神奈川)
安房 石井幸夫 (千葉) 彦根 草野眞五 (滋賀)
木更津 石井輝之助 (千葉) 錦城 佐藤愛三郎 (静岡)
愛知第一 稻田宣男 (愛知) 明倫 佐藤 久 (愛知)
東京高師 鶴澤正雄 (東京) 長野 坂上恒夫 (長野)
厚木 江口 壽 (神奈川) 畝傍 澤西熊三郎 (奈良)
愛知第一 小野勝太郎 (北海道) 上田 田下淑人 (長野)
丸龜 小野正男 (香川) 和歌山 島清一郎 (和歌山)
小田原 正臣 (高知) 愛知第五 高野 饒 (新潟)
厚木 大島正孝 (神奈川) 高松 高橋 訥男 (香川)
濱松 大杉政一 (静岡) 明倫 武田 豊三 (愛知)
明倫 大野敏夫 (愛知) 東京高師 武山秀雄 (京都)
岐阜 卓鹿島真三 (岐阜) 耐久 堂野前 維摩那 (和歌山)
東京第一 加藤忍平 (東京) 東京第一 中泉 行正 (東京)
佐野 金井良太郎 (栃木) 膳所 中島 浩吉 (福井)

二 生徒部類學年別表

大正四年九月三十日調

學年	部類			計	部類	部類			計	
	甲	乙	丙			甲	乙	丙		
一年	三八	九	三九	八六	八〇	一九	二三	一二二	四六	二五四
三年										
總計										

生徒部類學年別表

計	八年三	二七	一〇一	二二一	二二〇	六一	四四	三二五	一三〇	六六六
二年	二二	一一	三九	七二	七四	一一	二二	一〇六	四〇	二一八
三年	二三	七	二三	五三	六六	三一		九七	四四	一九四

三 在學中死亡生徒

入學年月	死亡年月日	部類	氏名	出身地方
明治四一、九	明治四一、一〇、九	一部丙	吉澤 克巳	東京
同	同	二部甲	中野源一郎	同
同四一、九	同四二、三、一八	同	宮城島重慶	同
同四二、九	同四三、八、二七	一部丙	島田主計	靜岡
同	同四三、一〇、二三	同	佐々高瑞	新潟
同四一、九	同四三、一〇、二六	二部乙	八卷元之助	山梨
同四四、九	同四四、九、一五	三部	森 昇造	愛知
同四一、九	同四五、一、一〇	一部乙	藤谷 教將	富山

四 生徒地方別

大正四年九月三十日調

同四四、九	同四五、一、二二	三部	宇都宮政保	愛媛
同四三、九	同四五、一、三一	二部甲	若森 四郎	靜岡
同四二、九	同四五、七、二三	三部	石原 英	東京
同四四、九	大正元、八、二三	二部甲	新榮 正造	北海道
大正元、九	同 二、一〇、九	二部乙	坂倉 鐵二	愛知
同三、九	同 三、一〇、二三	三部	加藤 憲三	同
同二、九	同 三、二二、二四	二部甲	志知 岩雄	岐阜
明治四三、九	同 四、三、二九	二部乙	加藤 國造	愛知
大正三、九	同 四、七、二九	同	伊藤 幸助	同
同三、九	同 四、八、二七	二部甲	柏瀬 彌平	枋木

愛知	地方別	大正元年同	二年同	三年同	四年	東京	地方別	大正元年同	二年同	三年同	四年
一七〇		一七一	一三四	一四〇		六四		六七	六五	七八	

愛媛	北海道	秋田	佐賀	富山	大分	福島	巖手	島取	鹿兒島
三	一	五	三	一	四	五		四	五
五	一	五	五		四	五	二	二	四
七	三	五	五	二	三	五	二		四
六	五	四	四	三	三	二	二	二	二
宮城	青森	熊本	宮崎	石川	長崎	沖繩	支那		
一		二	一	三	一	二	一七	七〇四	
一			二	二	一	二	一三	七一六	
一		一	二	二		二	一二	六六八	
一		一	一				一三	六六六	

三重	岐阜	静岡	兵庫	長野	神奈川	新潟	埼玉	和歌山	群馬	高知	大阪	廣島	山梨
四四	四一	三九	二六	三四	一〇	二〇	一七	一七	一一	九	一六	一三	一一
四四	三八	三七	三二	三五	九	二〇	一七	二〇	一三	一〇	一三	一三	一四
三八	四〇	三四	三六	三三	一一	一四	一八	一八	一三	一五	一一	八	一四
四一	三九	三一	三〇	二七	一七	一七	一五	一五	一三	一二	一一	一一	一〇
滋賀	島根	千葉	茨城	京都	栃木	徳島	山形	福島	山口	福岡	奈良	岡山	香川
一二	三	一六	五	七	一〇		一一	七	九	七	七	四	六
一〇	五	一六	六	九	九	二	一三	八	七	七	六	五	六
一〇	七	一〇	九	八	一一	六	九	八	七	八	五	六	五
一〇	一〇	九	九	九	八	八	七	七	七	七	六	六	六

五 生徒年齡表

大正四年九月三十日調

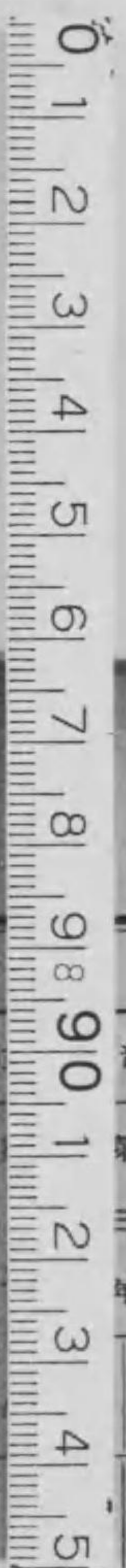
部三第			部二第						部一第						類			
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第				
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一				
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年				
			乙	甲	丙	乙	甲	丙	乙	甲	丙	乙	甲	丙				
最																		
一五、三	二三、二	二二、四	二四、六	二五、七	二三、五	二二、一	二六、一	二二、四	二二、二	二三、四	二二、五	二三、六	二七、七	二三、四	二四、七	二四、五	二二、一	二二、六
高																		
一九、三	一八、一〇	一七、八	一九、九	一九、九	一九、一	一八、六	一七、一〇	一七、一	一七、七	一九、九	二〇、一	一九、一	一八、七	一九、七	一八、九	一七、七	一七、八	一七、八
低																		
二一、一	二〇、八	一九、一〇	二二、	二二、	二〇、一〇	二〇、四	二〇、一	一九、一	一九、一	二二、五	二二、五	一九、五	二一、六	二〇、	二〇、四	一九、一	一九、一〇	均

洋		書	
前年	本年	前年	本年
在冊數	增加冊數	在冊數	增加冊數
購入	寄贈	購入	寄贈
累計	在冊數	購入	在冊數
本年	購入價格	本年	購入價格
累計	購入價格	本年	購入價格
本年	在冊數	本年	在冊數
閱覽	冊數	本年	閱覽冊數

五 生徒年齡表

大正四年九月三十日調

部	第一					第二					部
	第一		第二		第三		第一		第二		
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	
第三	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	第三
	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111
	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111



一、圖書增加、貸出、閱覽ノ冊數、價格左ノ如シ

門別	和洋書			洋書			計
	前年未 在庫冊數	本年增加冊數 購入 寄贈	本年貸 出冊數	前年未 在庫冊數	本年增加冊數 購入 寄贈	本年貸 出冊數	
哲學	45	6	15	107	1	1	123
法律經濟	296	5	90	113	1	1	205
歷史地理	355	7	176	253	2	1	432
語學文學	5,527	1,288	5,000	2,447	3	2	8,881
數學力學	3	1	1	27	1	1	32
自然科學	2,288	37	2,251	4,655	4	2	9,316
工藝產業	249	1	146	331	2	1	480
辭書	1	1	1	282	1	1	284
雜書	265	1	25	4	1	1	300
地圖掛圖	1,633	1	2	85	1	1	1,722
雜誌	4	1	101	3	1	1	110
計	10,333	1,338	10,000	20,712	15	10	41,465

備考 本表生徒閱覽冊數ハ大正三年九月十日ヨリ大正四年七月末日ニ至ル總計ニ係ル



二、生徒圖書閱覽ノ情況左ノ如シ

計	期學三第				期學二第			期學一第				別期學	
	月七	月六	月五	月四	月三	月二	月一	月二十	月一十	月十	月九	別月	別部
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	員人延覽閱	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	數冊覽閱	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	學哲	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	濟經律法	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	理地史歷	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	學文學語	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	學力學數	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	學科然自	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	業產藝工	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	書辭	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	書雜	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	圖掛圖地	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	誌雜	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	學哲	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	濟經律法	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	理地史歷	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	學文學語	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	學力學數	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	學科然自	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	業產藝工	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	書辭	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	書雜	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	圖掛圖地	
三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	三三二	誌雜	

備考 大正三年九月十日ヨリ同四年七月末日ニ至ル開館日數二百七十二日

第十一 卒業者

一 卒業者氏名

〔卒業成績順、分界點*ノ間ハ同成績五十音順
氏名ノ上段ハ在籍大學略稱、法、文、理等ハ法學士、文學士、
理學士等ノ略稱、下段ハ本籍府縣名、氏名上ノハ死〕

第一回明治四十四年七月卒業 (百五十九人)

第一部甲類 (十六人)

法	田中直通 (栃木)	法	今川正 (宮城)	東法	荒川一郎 (大分)
法	伊藤武彦 (岐阜)	東法	手島博章 (鳥取)	法	今井榮之 (富山)
法	大野坦三 (新潟)	法	松本勇一 (愛媛)	法	岩田眞四 (愛知)
法	淺井彌六 (愛知)	法	澤野信藏 (大阪)	東法	木村五郎 (岩手)
京文	杉山茂 (兵庫)	法	中村謙示 (愛知)	東法	三田三次 (埼玉)
		東法		東法	山田重次 (山梨)

第一部乙類 (十二人)

文	栗田元次 (愛知)	文	加藤成俊 (愛知)	東文	岡言智 (山梨)
文	平林治徳 (愛知)				

卒業者氏名(第一回)

工	工	東	法	法	法	東	法	法	法	文	文	文
石川	石原	渡邊	藤沼	服部	中村	佐治	小村	岡村	堀	永田	金子	佐々木
清	信之	修	武男	初太郎	秀夫	長丸	一男	正男	義雄	安吉	光介	木圓梁
(兵庫)	(岐阜)	(愛知)	(栃木)	(愛知)	(島根)	(愛知)	(山形)	(鳥取)	(長野)	(兵庫)	(福井)	(福井)
工	工	法	東	法	法	法	法	法	文	文	文	文
岩瀨	中上	小曾	稻生	二見	谷	飯田	松浦	兒玉	魚澄	伊藤	伊藤	伊藤
德三	豐吉	丈三	稔	直三	忠治	好文	是	光榮	惣五郎	義啓	義啓	義啓
(千葉)	(三重)	(愛知)	(愛知)	(岩手)	(愛知)	(兵庫)	(愛知)	(兵庫)	(兵庫)	(長野)	(長野)	(長野)
工	工	東	法	京	京	京	法	東	法	法	法	法
森田	丹羽	小林	堀	上田	加藤	上田	堀部	高橋	堀部	高橋	堀部	高橋
三郎	羽	治郎	(元鐵田)	義郎	源之助	一郎	市郎	健	市郎	健	市郎	健
(東京)	(三重)	(三重)	(岐阜)	(三重)	(愛知)	(和歌山)	(岐阜)	(愛知)	(岐阜)	(愛知)	(岐阜)	(愛知)

第二部甲類 (七十九人)

卒業者氏名(第一回)

工	工	東	工	工	理	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工						
川目	淺村	松田	津田	多田	小島	久保田	川本	足立	村野	關澤	小芝	大隈	織田	岩井	高柳						
亮	啓三	忠吉	千秋	美一	正輝	耕太郎	夏吉	元二	貞朗	三吉	元吉	一作	啓治	秀男	與四郎						
(東京)	(大阪)	(福島)	(和歌山)	(和歌山)	(兵庫)	(和歌山)	(愛知)	(愛知)	(福井)	(新潟)	(千葉)	(佐賀)	(大分)	(東京)	(群馬)						
工	工	工	工	工	工	工	工	工	九	工	工	工	九	東	理						
池上	富岡	鈴木	岡内	有田	松尾	内藤	坪井	鈴木	可知	浦	伊藤	寺田	張	館野	高山						
信次	清人	雅次	翠	寅吉	寛一	圓曹	三郎	憲一	量	五十	孝忠	彌平	支彦	親雄	義太郎						
(大阪)	(山口)	(長野)	(香川)	(和歌山)	(和歌山)	(滋賀)	(山口)	(愛知)	(岐阜)	(三重)	(香川)	(兵庫)	(佐賀)	(茨城)	(神奈川)						
工	工	工	工	工	工	東	工	工	工	東	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工
高木	楠	萩原	岡田	中森	中谷	内藤	田端	岩山	石谷	水谷	堀	橋本	橋本	萩原	西村	高草	仙波	大岩	大岩	大岩	大岩
敏雄	正伯	基治	丈五郎	延一	潔	邦策	耕造	虎雄	讓二	佐七	重	金一	金一	俊一	啓三	立夫	修三	肇	肇	肇	肇
(愛知)	(東京)	(福岡)	(滋賀)	(廣島)	(和歌山)	(山梨)	(和歌山)	(岩手)	(東京)	(愛知)	(愛知)	(大阪)	(東京)	(東京)	(兵庫)	(岡山)	(茨城)	(愛知)	(愛知)	(愛知)	(愛知)

卒業者氏名(第一回)

工	高澤庫吉 (埼玉)	工	小征進 (滋賀)	東工	村井貞雄 (東京)
工	長竹信次 (群馬)	工	太田幸一 (東京)	京工	石光眞俊 (熊本)
工	鍋島朝俊 (佐賀)	工	窪田格太郎 (東京)	京工	柴田誠一 (鳥取)
工	福永勉 (廣島)	工	小柳信三郎 (長野)	工	田上禎吉 (廣島)
工	平瀬三雄 (大阪)	工	戸田通直 (岐阜)	工	内藤省三 (山梨)
工	森芳太郎 (大阪)	工	中尾幸雄 (佐賀)		
工	吉年寅秋 (大阪)	京工	堀切文作 (福井)		

第二部乙類 (三十九人)

農	佐々木喬 (鳥取)	農	樋谷仙次郎 (岐阜)	獸醫	山林邦太郎 (大阪)
理農	鮫島實三郎 (大阪)	農	服部源助 (愛知)	藥工	今井榮三 (和歌山)
理農	清水政治 (兵庫)	林	山口賢一郎 (愛知)	農	甲斐原貫一 (大分)
理農	中村左衛門太郎 (東京)	獸醫	能美季一 (鳥根)	農	黒澤戒三 (兵庫)
農	北條智男 (滋賀)	工	大久保幹雄 (愛知)	東農	小山由孝 (神奈川)
農	山口彌輔 (茨城)	農	木谷重榮 (石川)	農	岡田忠次郎 (香川)
農	岡出幸生 (三重)	農	鈴江豊一 (徳島)	理農	青木廉二郎 (岐阜)
農	篠田淳三 (愛知)	農	木下啓一郎 (和歌山)		

工	高橋寅三 (大阪)	九工	中谷郁三郎 (大阪)	工	福井國男 (大阪)
藥	町田崇山 (群馬)	林	南糺夫 (静岡)	林	倉本文八 (兵庫)

第二回 明治四十五年七月卒業 (百六十五人)

第一部甲類 (二十七人)

東法	大庭國重 (神奈川)	東文	橋崎敏雄 (佐賀)	京法	水野萬次 (兵庫)
法	濱口哲彌 (三重)	東法	磯谷恒雄 (京都)	東法	毛受貫一 (愛知)
法	大原隆太郎 (兵庫)	東法	後藤文憲 (愛知)	東法	山岡朴 (岡山)
法	堀部淺 (岐阜)	東法	白石平雄 (福岡)	京法	國島三郎 (岐阜)
東法	飯田一郎 (山梨)	東法	西田成三 (山口)	京法	氣賀明造 (静岡)
東法	隱岐謙二 (愛知)	東法	平岩新彌 (愛知)	京法	庄野俊平 (徳島)
東法	佐々木桑次 (石川)	東法	村田眞一 (三重)	京法	古澤痴一 (岐阜)
東法	島田貫一 (三重)	東法	渡邊湛桂 (愛知)	京法	山中榮 (鳥取)
東法	武田九助 (愛知)	東法	麻生亮藏 (廣島)	京法	李範昇 (朝鮮)

第一部乙類 (五人)

卒業者氏名(第三回)

東文 三輪光明 (熊本) 東法 小野勇次郎 (三重) 東法 山本延一 (愛知)

第一部乙類 (十三人)

東文 入谷智定 (愛知) 東文 大館龍祥 (岐阜) 東文 成田十四市 (愛知)
東文 山口義應 (愛知) 東文 柴田圓泰 (愛知) 東文 松浦嘉一 (愛知)
東文 伊藤堯識 (愛知) 東文 勝川全道 (愛知) 東文 御園生咲郎 (山口)
東文 坂井喚三 (愛知) 東文 久野真吉 (愛知) 東文 鈴木榮源 (千葉)
東文 坂井喚三 (愛知) 東文 久野真吉 (愛知) 東文 早川善吉 (愛知)

第一部丙類 (十三人)

東法 中筋義一 (和歌山) 東法 加藤義夫 (愛知) 東法 藤井潤二 (岐阜)
東法 天野辰夫 (島根) 東法 鈴木登 (静岡) 東法 松田義雄 (長野)
東法 伊藤清治 (愛知) 東法 山田文治郎 (秋田) 東法 村山喜一郎 (山形)
東法 飯沼龍遠 (岐阜) 東法 鬼頭邦彦 (愛知) 東法 升本美喜造 (東京)

第二部甲類 (六十二人)

東工 丹羽保次郎 (三重) 京工 重松倉彦 (愛知) 京工 山田三期 (愛知)
東工 安積忠雄 (岐阜) 東工 中根新一 (愛知) 東工 佐伯猛男 (山口)
東工 郡新一郎 (三重) 東工 水谷浩 (三重) 東工 張惟和 (支那)
東工 下井多四郎 (滋賀) 東工 友繁直次郎 (京都) 東工 辻直一 (三重)
東工 杉山金作 (静岡) 東工 青木繼治 (岐阜) 東工 吉田蕃 (廣島)
東工 堀内友四郎 (愛知) 東工 市川纈一 (愛知) 東工 彭作楷 (支那)
東工 犬飼輝太郎 (愛知) 東工 金其重 (支那) 東工 青木繼治 (岐阜)
東工 北野三郎 (大分) 東工 齋藤恒一 (三重) 東工 飯田嘉六 (静岡)
東工 小林東 (兵庫) 東工 下山武夫 (神奈川) 東工 加藤翠 (三重)
東工 志知勇次 (愛知) 東工 諏訪頼道 (東京) 東工 片山國孝 (静岡)
東工 高橋良次 (愛知) 東工 隅田秋二 (高知) 東工 神谷三代一 (長野)
東工 中田三郎 (東京) 東工 千葉留五郎 (宮城) 東工 城文司 (鹿兒島)
東工 橋本萬 (大分)
東工 小久保政春 (愛知) 東工 三島卯四郎 (福岡) 東工 橋本重次 (岐阜)

卒業者氏名(第三回)

九工	福與省吾 (東京)	九工	久保村鈞介 (三重)	京工	山田三郎 (岐阜)
九工	吉武清海 (山口)	東工	須賀泰輔 (愛知)	京工	浦島正明 (鳥取)
九工	勝水治郎 (大阪)	東工	田村幸藏 (千葉)	京工	印東永太郎 (東京)
京工	金子寅男 (東京)	東工	中澤修一 (新潟)	京工	島田實 (東京)
京工	金子寅男 (東京)	京工	菩提寺市兵衛 (鹿兒島)	京工	瀨戸辰五郎 (神奈川)
京工	金子寅男 (東京)	京工	山口長次郎 (千葉)		

第二部乙類 (二十四人)

東理	竹下政之助 (東京)	東醫	森新藏 (滋賀)	東農	堀田忠之 (愛知)
東農	袴田進一郎 (静岡)	東農	遠藤守一 (埼玉)	東農	牧俊夫 (愛知)
東理	青山兵吉 (愛知)	東理	春日哲 (長野)	東農	梁希 (支那)
東理	石井德四郎 (栃木)	東理	原田三夫 (愛知)	東農	濱三郎 (東京)
東理	貴志敏雄 (和歌山)	京理	青木美一郎 (神奈川)	東農	相澤高亮 (東京)
東農	西川久 (愛知)	東農	井上豊 (静岡)	東理	西川覺 (高知)
東理	德田貞一 (鳥取)	東理	神方廉 (東京)	京理	三品雅義 (愛知)
京工	西山福治 (高知)	東農	小宮小十郎 (静岡)		

第三部 (三十四人)

東醫	伊藤滿 (愛知)	京醫	前川齊 (兵庫)	京醫	堀内千仞 (長野)
東醫	渡邊定 (東京)	京醫	早川博 (愛知)	東醫	浦部市真 (東京)
東醫	大鹿潔 (愛知)	東醫	比嘉榮真 (沖繩)	東醫	加藤美之 (岐阜)
京醫	友松義治 (愛知)	京醫	久保盛徳 (大阪)	九醫	鎌田嘉一郎 (三重)
京醫	田中稻男 (岐阜)	東醫	藏内督一 (香川)	九醫	高木信夫 (岐阜)
東醫	荒川仲也 (愛知)	東醫	横井謙吉 (愛知)	九醫	増山正真 (大阪)
京醫	井伊谷滿壽男 (静岡)	京醫	小野田外興治 (富山)	九醫	百瀬正直 (長野)
東醫	熊谷千代丸 (愛知)	京醫	岡崎靖彦 (三重)	九醫	渡邊周而 (東京)
京醫	齋藤磯次 (愛知)	東醫	黒田八洲雄 (三重)	九醫	黒肱忍 (鹿兒島)
京醫	柴崎登 (兵庫)	東醫	林修 (千葉)	九醫	兒島誠一 (兵庫)
京醫	柴崎登 (兵庫)	東醫	原素行 (秋田)	九醫	佐山岩之助 (東京)

第四回 大正三年七月卒業 (二百十五人)

第一部甲類 (二十六人)